

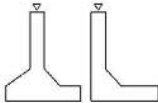
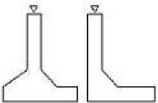

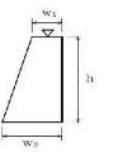
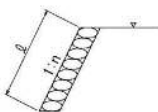
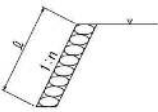
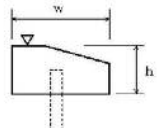
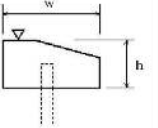
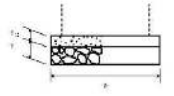
福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>1. 目 的 (略)</p> <p>2. 施工管理の基本構成 (1) 工程管理 (略)</p> <p>(2) 出来形管理 請負者は、契約図書に定められた工事目的物の出来形を確保するため、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、設計値と<u>管理</u>値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し出来形を管理するものとする。</p> <p>(3) 写真管理 (略)</p> <p>(4) 品質管理 (略)</p> <p>3. 規格値 (略)</p>	<p>1. 目 的 (略)</p> <p>2. 施工管理の基本構成 (1) 工程管理 (略)</p> <p>(2) 出来形管理 請負者は、契約図書に定められた工事目的物の出来形を確保するため、出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、設計値と<u>実測</u>値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し出来形を管理するものとする。</p> <p>(3) 写真管理 (略)</p> <p>(4) 品質管理 (略)</p> <p>3. 規格値 (略)</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後						現行					
[1] 出来形管理基準						[1] 出来形管理基準					
1. 共通工						1. 共通工					
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。		土	掘削工 (切取工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。	
		幅 W	- 0								
		法長 ℓ	+ 2%								
		延長 L	- 100								
		法勾配 n	± 10%								
		延長 L	- 100								
	盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。			盛土工 (路体盛工) (路床盛工)	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線及び路肩で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。	
		幅 W	- 0								
		法長 ℓ	+ 2%								
		延長 L	- 100								
		法勾配 n	± 10%								
		延長 L	- 100								
	敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線で測定する。 ※基準高は、路面工のみ			敷砂利工 コンクリート 路面工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。基準高の測定は、中心線で測定する。	
		厚さ t	t ≤ 10 - 15								
		幅 W	- 50								
擁壁	石積(張)工 ブロック積 (張)工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、法長及び断面の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部の2箇所を測定する。		擁壁	石積(張)工 ブロック積 (張)工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。ただし、法長の変化点は必ず測定する。 厚さは、上端部・下端部・中間部の3箇所を測定する。	
		厚さ t1	- 20								
		厚さ t2	- 20								
		法長 ℓ	- 50								
		法勾配 n	± 0.3分								
		延長 L	- 50								
	コンクリート 擁壁工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。			コンクリート 擁壁工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。	
		高さ h	- 20 - 10								
		幅 W	- 10								
		裏込礫	- 50								
		法勾配 n	± 0.2分								
		延長 L	- 50								

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後						現行						
共通工						1. 共通工						
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	
擁壁工	プレキャスト擁壁工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ※延長は、片側のみとする。		擁壁	プレキャスト擁壁工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。		
		延長 L	- 50					延長 L	- 50			
		壁前傾 n	所定の安全率の範囲内					壁前傾 n	所定の安全率の範囲内			
	コンクリート鍍止工	基準高	± 30	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。 ※高さ、延長については片側のみとする。			コンクリート鍍止工	コンクリート鍍止工	基準高	± 30	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 測点を設置する場合は、測点管理を原則とする。 ただし、高さの変化点は必ず測定する。	
		高さ h	- 10						高さ h	- 10		
		幅 W	- 10						幅 W	- 10		
		法勾配 n	± 0.2分						法勾配 n	± 0.2分		
		延長 L	- 50						延長 L	- 50		
	巨石積工 巨石張工	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所で2箇所以上測定する。			巨石積工 巨石張工	巨石積工 巨石張工	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所で2箇所以上測定する。	
		法長 l	- 50						法長 l	- 50		
延長 L		- 50	延長 L			- 50						
基礎工	コンクリート基礎工	基準高	± 30	本体工事に準じて測定する。		基礎	コンクリート基礎工	基準高	± 30	本体工事に準じて測定する。		
		高さ h	- 10					高さ h	- 10			
		幅 W	- 10					幅 W	- 10			
		延長 L	- 50					延長 L	- 50			
	栗石等基礎工 (切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)	幅 W	- 50	本体工事に準じて測定する。			栗石等基礎工 (切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)	栗石等基礎工 (切込砂利、採石) (割栗石) (均しコンクリート)	幅 W	- 50	本体工事に準じて測定する。	
		厚さ t	- 10						厚さ t	- 10		
		延長 L	- 50						延長 L	- 50		
	桐木梯子土台	基準高	± 50	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所に最低2箇所を測定する。			桐木梯子土台	桐木梯子土台	基準高	± 50	各測点又は、施工延長20mごとに1箇所の割合で測定する。 1施工箇所に最低2箇所を測定する。	
		延長 L	- 50						延長 L	- 50		
	木杭	基準高	± 50	施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。			木杭	木杭	基準高	± 50	施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。	
根入長		設計値以上	根入長			設計値以上						
偏心量 d		末口径 ≥ 以下	偏心量 d			末口径 ≥ 以下						

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後						現行					
1. 共通工						1. 共通工					
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
基礎	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。		基礎	コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上					根入長	設計値以上		
		偏心量	D/4 以内 かつ 100 以内					偏心量	D/4 以内 かつ 100 以内		
		d						d			
基礎	場所打ち杭 深礎杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。		基礎	場所打ち杭 深礎杭	基準高	+ 100	全数について杭中心で測定する。 打止まり沈下量、偏心量、基準高を測定する。	
		根入長	設計値以上					根入長	設計値以上		
		偏心量	D/4 以内 かつ 100 以内 深礎杭 150 以内					偏心量	D/4 以内 かつ 100 以内 深礎杭 150 以内		
		d						d			
矢板	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	NO 測点又は、施工延長 20m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 1 施工箇所にて最低 2 箇所を測定する。		矢板	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	基準高	± 50	各測点又は、施工延長 20m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 1 施工箇所にて最低 2 箇所を測定する。	
		根入長	設計値以上					根入長	設計値以上		
		変位量 (delta' L)	100					変位量 (delta' L)	100		
		延長 L	- 50					延長 L	- 50		
水路	プレキャストU型側溝 L型側溝 U型フルム側溝 自由勾配側溝 コレゲート水路	※基準高	± 30	施工延長 40m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 (断面の変化点では、必ず測定する。) 延長は、施工箇所毎に適用する。 ※道路路面と接する箇所は ±50		水路	プレキャストU型側溝 L型側溝 U型フルム側溝 自由勾配側溝 コレゲート水路	基準高	± 30	各測点又は、施工延長 20m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。	
		延長 L	- 50					延長 L	- 50		
		※基準高 FH	± 30					基準高 FH	± 30		
		延長 L	- 50					延長 L	- 50		
路	横断溝 補強 コンクリート	※基準高	± 30	施工箇所毎に最低 2 箇所を測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。 ※道路路面と接する箇所は ±50		路	横断溝 補強 コンクリート	基準高	± 30	施工箇所毎に最低 2 箇所を測定する。 延長は、施工箇所毎に適用する。	
		延長 L	- 50					延長 L	- 50		
		厚さ t	- 10					厚さ t	- 10		
		高さ H	- 10					高さ H	- 10		
等	集水桝	※1 基準高	± 30	施工箇所毎に測定する ※1 道路路面と接する箇所は ±50 ※2 は、現場打施工の場合に適用する。		等	集水桝	基準高	± 30	施工箇所毎に測定する ※は、現場打施工の場合に適用する。	
		※2 厚さ t	- 10					※厚さ t	- 10		
		※2 W	- 10					※幅 W	- 10		
		※2 高さ h	- 20					※高さ h	- 20		
素掘側溝	素掘側溝	幅	+ 100	施工延長 40m ごとに 1 箇所の割合で測定する。		素掘側溝	素掘側溝	幅	+ 100	施工延長 40m ごとに 1 箇所の割合で測定する。	
		高さ	- 20					高さ	- 20		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後					現行						
1. 共通工					1. 共通工						
区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	区分	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所
暗渠工	ヒューム管 プレキャスト管 プレキャストボックス	基準高	± 30	施工箇所毎に構造図の寸法表示箇所を測定する。 厚さ、幅、高さは2箇所以上(延長が20mを超える場合は、3箇所) 二次製品の規格、寸法については、製造工場の証明書等による。 ※は、現場打施工の場合に適用する。		暗渠工	ヒューム管 プレキャスト管 プレキャストボックス	基準高	± 30	施工箇所毎に構造図の寸法表示箇所を測定する。 厚さ、幅、高さは3箇所以上。 二次製品の規格、寸法については、製造工場の証明書等による。 ※は、現場打施工の場合に適用する。	
		※幅 W	- 10								
		※高さ h	- 10								
		延長 L	- 50								
法面覆工	客土吹付工 植生基材吹付工	厚さ t	t < 5 cm - 10 t ≥ 5 cm - 20	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。		法面覆工	客土吹付工 厚層基材吹付工	厚さ t	t < 5 cm - 10 t ≥ 5 cm - 20	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。	
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。									
法面覆工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	厚さ t	- 10	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。		法面覆工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	厚さ t	- 10	施工面積200㎡につき1箇所以上、面積200㎡以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所、検査孔により測定する。	
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。									
工	法枠工 コンクリート モルタル	法長 ℓ	ℓ < 10m - 50 ℓ ≥ 10m - 100	各測点及び変化点毎に測定する。 枠延べ延長100mにつき1箇所、延長100m以下の箇所は、1施工箇所につき2箇所測定する。		工	法枠工 コンクリート モルタル	法長 ℓ	ℓ < 10m - 50 ℓ ≥ 10m - 100	各測点及び変化点毎に測定する。	
		幅 W	- 10								
		高さ h	- 10								
		吹付中心間隔 a	± 100								
		延長 L	- 50								
								各測点又は、施工箇所毎に測定する。			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後					現 行							
1. 共通工					1. 共通工							
区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	区分	工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	
法 面 覆 工	落石防止 ネット張工	縦横主ロー プ ℓ 1、ℓ 2	- 0	全本数を測定する。		法 面 覆 工	落石防止 ネット張工	縦横主ロー プ ℓ 1、ℓ 2	- 0	全本数を測定する。		
		縦横補助ロ ープ ℓ 3、ℓ 4	- 0									
		縦横ローブ 間隔 a、b	± 50	縦横主ローブの位置 で、最低縦2本横1本 を測定する。				縦横ローブの位置 で、最低縦2本横1本 を測定する。				
		金網縦長 h	± 50	変化点毎に測定する。				変化点毎に測定する。				
		金網横長 L	± 50	変化点毎に測定する。 総延長は、設計値を下 回らないこと。				変化点毎に測定する。 総延長は、設計値を下 回らないこと。				
		金網 重ね合わせ	± 50	施工延長20mに1箇所 測定する。20m未満は 最低2箇所測定する。				施工延長20mに1箇所 測定する。20m未満は 最低2箇所測定する。				
柵	編柵工	基準高	± 100	基準高を設定する場合 に測定する。		柵	編柵工	基準高	± 100	基準高を設定する場合 に測定する。		
		柵高 h	- 50	施工延長20m毎に1 箇所測定する。 延長40m以下のもの は、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は ±100				柵高 h	- 50	施工延長20m毎に1 箇所測定する。 延長40m以下のもの は、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は ±100		
		施工総延長 L	- 0					杭根入れ	± 50			
	丸太柵工 (円柱加工)	基準高	± 100	基準高を設定する場合 に測定する。					丸太柵工 (円柱加工)	基準高	± 100	基準高を設定する場合 に測定する。
		柵高 H	- 50	施工延長20m毎に1 箇所測定する。 延長40m以下のもの は、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は ±100						柵高 H	- 50	施工延長20m毎に1 箇所測定する。 延長40m以下のもの は、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は ±100
		施工 総延長 L	- 0							丸太径 φ	± 10	
工	二次製品柵工 (落石防護柵工含む)	基準高	± 50	基準高を設定する場合 に測定する。		工	二次製品柵工			基準高	± 50	基準高を設定する場合 に測定する。
		柵高 h	- 50	施工延長20m毎に1 箇所測定する。 延長40m以下のもの は、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は ±100						柵高 h	- 50	施工延長20m毎に1 箇所測定する。 延長40m以下のもの は、1施工箇所につき 2箇所以上測定する。 施工箇所ごとの延長は ±100
		支柱根入れ	± 50							支柱根入れ	± 50	
		施工総延長 L	- 0					施工総延長 L	- 0			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後

[1] 出来形管理基準

4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
治山ダム 谷止工 床固工 副堤 垂直壁	基準高	± 30	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。 上記以外の 測定箇所は、現 地で検測でき ない部分。 ※本堤・垂直壁 については、 下流側で管理。 法勾配につ いては、上下流	
	堤幅 W1, W2, W3	- 10		
	放水路幅 ℓ 1, ℓ 2	+ 30 - 10		
	※堤高さ H	+ 50 - 30		
	※堤延長 L1, L2	- 0		
	法勾配 1:n	± 0.2分		
コンクリート 水叩工	基準高	± 30	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。 厚さは目地 及びその中間 点で測定する。	
	幅 W	- 30		
	厚さ t	- 20		
	延長 L	- 50		
鋼製ダム (不透過型) 谷止工 床固工	基準高	± 50	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。	
	堤幅 w1, w2, w3	± 50		
	放水路幅 ℓ 1, ℓ 2	± 100		
	下流側倒れ Δ	± 0.02H		
	高さ H	+ 50 - 30		
鋼製ダム (透過型) 谷止工 床固工	堤幅 w	A型・B型・格子型 ±10	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。	
	堤幅 W	格子型 ±30		
	堤長 L	格子型 ±50		
	延長 ℓ	格子型・B型 ±10		
	高さ H	A型・B型・格子型 ±10		

現 行

[1] 出来形管理基準

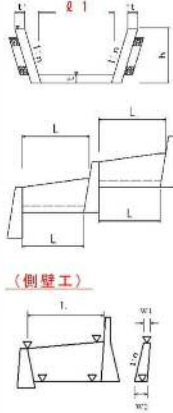
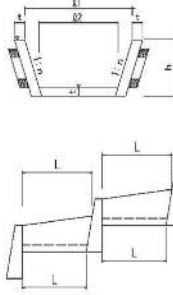
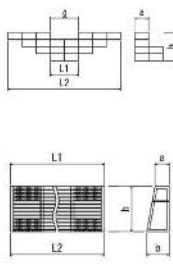
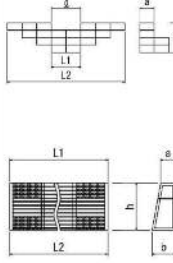
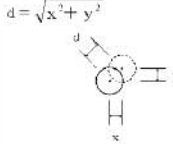
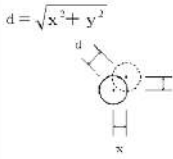
4. 治山工事

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
治山ダム 堰堤工 谷止工 床固工 副堤 垂直壁	基準高	± 30	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。	
	天端幅 w1, w2	- 10		
	放水路幅 ℓ 1, ℓ 2	+ 30 - 10		
	堤高さ H	+ 50 - 30		
	堤延長 L1, L2	- 0		
	法勾配 1:n	± 0.2分		
コンクリート 水叩工	基準高	± 30	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。 厚さは目地 及びその中間 点で測定する。	
	幅 W	- 30		
	厚さ t	- 20		
	延長 L	- 50		
鋼製ダム (不透過型) 堰堤工 谷止工 床固工	基準高	± 50	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。	
	天端幅 w1, w2	± 50		
	放水路幅 ℓ 1, ℓ 2	± 100		
	下流側倒れ Δ	± 0.02H		
	高さ H	+ 50 - 30		
鋼製ダム (透過型) 堰堤工 谷止工 床固工	堤幅 w	A型・B型・格子型 ±10	設計図書に 表示してある 箇所にて測定する。	
	堤幅 W	格子型 ±30		
	堤長 L	格子型 ±50		
	延長 ℓ	格子型・B型 ±10		
	高さ H	A型・B型・格子型 ±10		

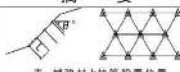
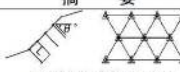
コンクリート部の基準高、
天端幅、高さ、延長、法勾
配は治山ダムに準ずる。

コンクリート部の基準高、
天端幅、高さ、延長、法勾
配は治山ダムに準ずる。

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後					現行				
4. 治山工事					4. 治山工事				
工種	項目	規格値(mm)	測定基準	摘要	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	摘要
コンクリート 護岸工 流路工 側壁工	基準高	± 30	各測点又は施工延長 20mごとに1箇所の 割合で測定する。 測点を設定する場 合は、測点管理を原則と する。		コンクリート 護岸工 流路工	基準高	± 30	各測点又は施工延長 20mごとに1箇所の 割合で測定する。 測点を設定する場 合は、測点管理を原則と する。	
	幅 ℓ 1	+ 30 - 10				幅 ℓ 1, ℓ 2	+ 30 - 10		
	高さ h	- 20				高さ h	- 20		
	延長 L	- 50				延長 L	- 50		
	厚さ t	- 10				厚さ t	- 10		
	法勾配 n	± 0.2分				法勾配 n	± 0.2分		
山腹工 鋼製土留工	基準高	± 30	設計図書に表示してあ る箇所で測定する。		山腹工 鋼製土留工	基準高	± 30	設計図書に表示してあ る箇所で測定する。	
	天端幅 a	- 10				天端幅 a	- 10		
	放水路幅 ℓ	± 30				放水路幅 ℓ	± 30		
	高さ h	- 10				高さ h	- 10		
	延長 L1, L2	- 0				延長 L1, L2	- 0		
	法勾配 n	± 0.2分				法勾配 n	± 0.2分		
山腹工 杭打工 (鋼管杭)	基準高	+ 100	全数について測定す る。		山腹工 杭打工 (鋼管杭)	基準高	+ 100	全数について測定す る。	
	杭長 L	- 0				杭長 L	- 0		
	杭間隔 ℓ	± 100				杭間隔 ℓ	± 100		
	偏心量 d (中心線のs l)	D/4 以内 かつ±100 以内				偏心量 d (中心線のs l)	D/4 以内 かつ±100 以内		
	杭の傾斜	± 2.5°				杭の傾斜	± 2.5°		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

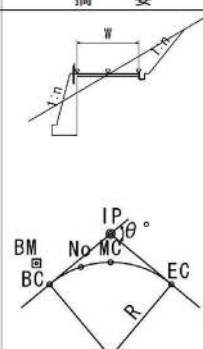
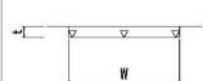
改正後					現行														
4. 治山工事					4. 治山工事														
山腹工 地山補強土工 (ノンフレーム)	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	 <p>表 補強材と杭等設置位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強材間隔</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0m</td> <td>一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.8m</td> <td>一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.8m</td> <td>一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.7m</td> <td>一辺の長さが2.65m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.6m</td> <td>一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.5m</td> <td>一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である</td> </tr> </tbody> </table>	補強材間隔	管理値	2.0m	一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である	1.8m	一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である	1.8m	一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である	1.7m	一辺の長さが2.65m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である	1.6m	一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である	1.5m	一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である
	補強材間隔	管理値																	
	2.0m	一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である																	
	1.8m	一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である																	
	1.8m	一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である																	
	1.7m	一辺の長さが2.65m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である																	
	1.6m	一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である																	
1.5m	一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である																		
	鋼材長 L	-	0	全孔の10%以上を測定する。 最低5箇所以上を測定する。															
	削孔長	-	0																
	削孔角 θ	$\pm 2.5^\circ$																	
	補強材と杭等設置位置	右表のとおり																	
	連結ワイヤーのタルミ	30																	
	グラウト注入量	全孔の注入実績																	
防風工 (静砂工) (堆砂工)	高さ h	-	100	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。															
	幅 W	-	200																
	延長 L	測点間 -100 総延長 - 0																	
作業道 仮設道 (指定)	基準高※	± 100	NO測点又は、施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 厚さは、左中右の1カ所を測定する。 また、路面工の厚さは、40mに1カ所とする。 ※基準高を設定する場合に測定する。																
	幅員 W	-		0															
	延長 (測点間距離) L	-		0.5%															
	路盤工幅																		
	路面工幅 b	-		50															
	路面工																		
	路面工厚さ t	-		20															
構造物	共通工の各工種の規格値に準ずる。																		
山腹工 地山補強土工 (ノンフレーム)	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	 <p>表 補強材と杭等設置位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強材間隔</th> <th>管理値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0m</td> <td>一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.9m</td> <td>一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.8m</td> <td>一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.7m</td> <td>一辺の長さが2.55m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.6m</td> <td>一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である</td> </tr> <tr> <td>1.5m</td> <td>一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である</td> </tr> </tbody> </table>	補強材間隔	管理値	2.0m	一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である	1.9m	一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である	1.8m	一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である	1.7m	一辺の長さが2.55m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である	1.6m	一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である	1.5m	一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である
	補強材間隔	管理値																	
	2.0m	一辺の長さが3.0m以下でかつ3辺合計長が7.0m以下である																	
	1.9m	一辺の長さが2.85m以下でかつ3辺合計長が6.65m以下である																	
	1.8m	一辺の長さが2.7m以下でかつ3辺合計長が6.3m以下である																	
	1.7m	一辺の長さが2.55m以下でかつ3辺合計長が5.95m以下である																	
	1.6m	一辺の長さが2.4m以下でかつ3辺合計長が5.6m以下である																	
1.5m	一辺の長さが2.25m以下でかつ3辺合計長が5.25m以下である																		
	鋼材長 L	-	0	全孔の10%以上を測定する。 最低5箇所以上を測定する。															
	削孔長	-	0																
	削孔角 θ	$\pm 2.5^\circ$																	
	補強材と杭等設置位置	右表のとおり																	
	連結ワイヤーのタルミ	30																	
	グラウト注入量	全孔の注入実績																	
防風工 (静砂工) (堆砂工)	高さ h	-	100	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、測点管理を原則とする。															
	幅 W	-	200																
	延長 L	測点間 -100 総延長 - 0																	
作業道 仮設道 (指定)	基準高	± 100	施工延長20mごとに1箇所測定する。 施工延長20m以下は3箇所測定する。 測点を設定する場合は、NO測点管理を原則とする。																
	幅員 W	-		0															
	延長 (測点間距離) L	-		0.5%															
	路盤工幅																		
	路面工幅 b	-		50															
	路面工																		
	路面工厚さ t	-		20															
構造物	共通工の各工種の規格値に準ずる。																		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

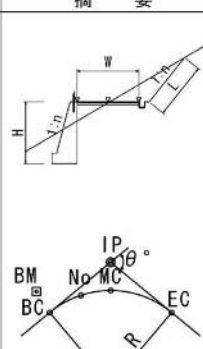

改正後

現行

5. 道路工事

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	摘要
<u>道路工</u> <u>(林道)</u>	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅、延長は、測点ごとに測定する。 IPは、全交点及び全測点について測定する。	
	幅員 W	+ 200 - 0		
	IP間 距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間 距離	± 100		
	施工延長	- 0		
	IP点交角 θ	± 1°		
路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、NO測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、基準高の差により、測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。 ※厚さは、掘り起こして、測定する。	10箇所厚さの平均測定値 -20mm
	厚さ	- 45		

5. 道路工事

工種	項目	規格値(mm)	測定基準	摘要
<u>道路土工</u>	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅、延長は、測点ごとに測定する。 IP、中心線のズレは、全交点及び全測点について測定する。	
	幅員 W	+ 200 - 0		
	IP間 距離	+ 0.5% - 0.2%		
	測点間 距離	± 0.5%		
	施工延長	- 0		
	IP点交角 θ	± 1°		
	中心線のズレ	± 30		
	素掘り側溝 幅・高さ	+ 100 - 20		
<u>舗装工</u> 路床工 置換工 安定処理工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。	
	幅 W	- 50		
	厚さ t	- 50		
アスファルト舗装工 下層路盤工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。	10箇所厚さの平均測定値 -20mm
	幅	- 50		
	厚さ	- 45		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後					現行				
5. 道路工事					5. 道路工事				
工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	工種	項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
アスファルト舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 12mm	アスファルト舗装工 上層路盤工 粒度調整路盤	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 12mm
	厚さ	- 30	※厚さは、掘り起こして、測定する。			厚さ	- 30		
アスファルト舗装工 上層路盤工 セメント・石灰安定処理路盤	幅	- 50	幅(全幅)は、NO測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 8mm	上層路盤工 セメント・石灰安定処理路盤	幅	- 50	幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 8mm
	厚さ	- 30	厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。			厚さ	- 30		
アスファルト舗装工 上層路盤工 加熱アスファルト安定処理路盤	幅	- 50	幅(全幅)は、NO測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 8mm	上層路盤工 加熱アスファルト安定処理路盤	幅	- 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅(全幅)、厚さは、NO測点ごとに測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 8mm
	厚さ	- 20	厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。			厚さ	- 20		
アスファルト舗装工 基層工 表層工	基準高	± 50	基準高は、NO測点の中心線上及び両端について測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 3mm	アスファルト舗装工 基層工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 3mm 1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	- 25	幅は、NO測点の全幅、測点の左右で測定する。	幅		- 25			
	厚さ	- 9	厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。	厚さ		- 9			
						平坦性	3mワゴリルター (σ)2.40mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後					現 行				
5. 道路工事					5. 道路工事				
工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要	工 種	項 目	規格値 (mm)	測 定 基 準	摘 要
コンクリート舗装工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 3mm 1工事のコアー採取は最低3個とする。	コンクリート舗装工	基準高	± 50	基準高は、測点の中心線上及び両端について測定する。 幅は、全幅、測点の左右で測定する。 厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。	10箇の厚さの平均測定値 - 3mm 1工事のコアー採取は最低3個とする。
	幅	- 25							
	厚さ	- 10							
区画線工	幅	設計値以上	幅、厚さは、 <u>各線種ごとに1カ所テストピースにより測定。</u> 延長は総延長を測定する。		区画線工	幅	設計値以上	幅、厚さは、 <u>6.0mに1箇所の割合で測定する。</u> <u>最低3箇所以上。</u> 延長は総延長を測定する。	
	厚さ	設計値以上							
	延長	設計値以上							
					<p><u>3m²ロイルメーター</u> <u>機械舗設の場合</u> <u>(σ)2.00mm以下</u> <u>人力舗設の場合</u> <u>(σ)3.00mm以下</u></p>				

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行								
[2] 品質管理基準							[2] 品質管理基準								
1. 品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	空気量測定	JIS A-1116 A-1118 A-1128	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差 ±1.5%	小規模工種※については圧縮強度試験に準ずる。	セ メ ン ト ・ 工 コ ン ク リ ー ト	施 工 試 験	必 須	空気量測定	JIS A-1116 A-1118 A-1128	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及びコンクリート打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	許容差 ±1.5%	小規模工種※については圧縮強度試験に準ずる。
		その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A-1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日毎に2回(午前・午後)に行う。なお、テストピースは1回につき3個(4週強度3本)とする。	1回(供試体3本の平均値)の試験結果は、呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。	その他	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A-1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日毎に2回(午前・午後)に行う。なお、テストピースは1回につき3個(4週強度3本)とする。	1回(供試体3本の平均値)の試験結果は、呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。	供試体の試料は荷卸し場所にて採取し、標準養生とする。		
		その他	コンクリートから切り取ったコアによる強度試験	JIS A-1107	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。		その他	コンクリートから切り取ったコアによる強度試験	JIS A-1107	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。			
		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A-1112	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A-1112	品質に異常が認められた場合に行う。	設計図書による。			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行										
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
溶接	必須	必	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z-3104	RTの場合は: JIS-Z-3104による。 UTの場合は: JIS-Z-3060による。	引張側: 2類以上 圧縮側: 3類以上	確認ができる十分な資料を有する場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z-3104	RTの場合は: JIS-Z-3104による。 UTの場合は: JIS-Z-3060による。	引張側: 2類以上 圧縮側: 3類以上	確認ができる十分な資料を有する場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z-3104	RTの場合は: JIS-Z-3104による。 UTの場合は: JIS-Z-3060による。	引張側: 2類以上 圧縮側: 3類以上	確認ができる十分な資料を有する場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
			外観検査(余盛高さ)	目視 ノギス等による計測	目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	道路橋示方書・同解説による。		外観検査(余盛高さ)	目視 ノギス等による計測		道路橋示方書・同解説による。						
			外観検査(すみ肉溶接サイズ)	目視 ノギス等による計測	目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	すみ肉溶接サイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに1.0mmの誤差を認めるものとする。		外観検査(すみ肉溶接サイズ)	目視 ノギス等による計測		すみ肉溶接サイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに1.0mmの誤差を認めるものとする。						
			外観検査(アンダーカット)	目視 ノギス等による計測	目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	主要部材の材片に働く一次応力に直交するビートの止端部:許容深さ0.3mm以下。また、一次応力に平行するビートの止端部:許容深さ0.5mm以下。二次のビート止端部:許容深さ0.8mm以下。		外観検査(アンダーカット)	目視 ノギス等による計測		主要部材の材片に働く一次応力に直交するビートの止端部:許容深さ0.3mm以下。また、一次応力に平行するビートの止端部:許容深さ0.5mm以下。二次のビート止端部:許容深さ0.8mm以下。						
			外観検査(オーバーラップ)	目視	目視は全延長実施する。	あってはならない。		外観検査(オーバーラップ)	目視		あってはならない。						
			外観検査(ビート表面の不整)	目視 ノギス等による計測	目視により疑わしい箇所を測定する。 目視は全延長実施する。	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。		外観検査(ビート表面の不整)	目視 ノギス等による計測		ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。						
			外観検査(アークスタッド)			余盛り形状不整:余盛りは全周にわたり包圍してはならない。なお、余盛り高さ1.0mm幅0.5mm以上。 けつ及びスラグ巻込み:あってはならない。 アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 スタッドジベルの仕上り高さ:設計値±2mmを越えてはならない。		外観検査(アークスタッド)			余盛り形状不整:余盛りは全周にわたり包圍してはならない。なお、余盛り高さ1.0mm幅0.5mm以上。 けつ及びスラグ巻込み:あってはならない。 アンダーカット:するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 スタッドジベルの仕上り高さ:設計値±2mmを越えてはならない。						
			その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り、曲げ検査をするものとする。	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	余盛が包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り、曲げ検査をするものとする。	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	余盛が包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行										
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	
路	材	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。	土量が500m ³ 未満は省略することができる。
			CBR試験(路床)	JIS A1211	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。		CBR試験	JIS A1211	工事着手当初及び材料が変化した場合(岩盤の場合は除く)	設計図書による。						
		その他	土の粒度試験	JIS A1204	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の粒度試験	JIS A1204	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。							
			土粒子の密度試験	JIS A1202	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土粒子の密度試験	JIS A1202	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。							
			土の含水比試験	JIS A1203	路体：工事着手当初及び材料が変化した場合 路床：含水比の変化が認められた場合	設計図書による。	土の含水比試験	JIS A1203	路体：工事着手当初及び材料が変化した場合 路床：含水比の変化が認められた場合	設計図書による。							
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。							
			土の一軸圧縮試験	JIS A1216	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の一軸圧縮試験	JIS A1216	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。							
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会						
			土の圧密試験	JIS A1217	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の圧密試験	JIS A1217	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。							
		その他	土の剪断試験	地盤材料試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の剪断試験	土質試験の方法と解説	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会						
			土の透水試験	JIS A1218	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土の透水試験	JIS A1218	工事着手当初及び材料が変化した場合	設計図書による。	土質学会						
			現場密度の測定	最大粒径 ≤53mm JIS A1214 (砂置換法) A1210A・B法	路体 1,000mlにつき1回の割合で実施する(500m ³ 未満は省略することができる。) 路床 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。	現場密度の測定	最大粒径 ≤53mm JIS A1214 A1210 A・B法	路体 1,000mlにつき1回の割合で実施する(500m ³ 未満は省略することができる。) 路床 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。	現場密度の測定	最大粒径 ≤53mm JIS A1214 A1210 A・B法	路体 最大乾燥密度の85%以上 路床 最大乾燥密度の90%以上 その他 設計図書による。						
		施工試験	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路床仕上げ後に全幅全区間について実施する。					
				その他	平板載荷試験	JIS A1215	各車線ごとに40mに1箇所の割合で実施する。	平板載荷試験	JIS A1215	各車線ごとに40mに1箇所の割合で実施する。	平板載荷試験	JIS A1215	各車線ごとに40mに1箇所の割合で実施する。	不良箇所については、土の含水量、PIなどを測定し、適切な処置を行う。			

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行								
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
			現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに4.0mに1箇所割合で実施する。	設計図書による。	現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに4.0mに1箇所割合で実施する。	設計図書による。					
			土の含水比試験	JIS A-1203	降雨後又は、含水比の変化が認められたときに実施する。	設計図書による。	土の含水比試験	JIS A-1203	降雨後又は、含水比の変化が認められたときに実施する。	設計図書による。					
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	トラフィカビリティが悪い時に実施する。	設計図書による。	コーン指数の測定	舗装試験法便覧 1-2-1	トラフィカビリティが悪い時に実施する。	設計図書による。					
			たわみ量の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-227	ブルーフローリングの不良箇所について実施する。		たわみ量の測定	舗装試験法便覧 7-2	ブルーフローリングの不良箇所について実施する。						
路	材料試験	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合	1工事に1回実施する。	突固めによる土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合	1工事に1回実施する。					
			置換材料の修正CBR試験	JIS A-1211	工事着手当初及び材料が変化した場合	1工事に1回実施する。	置換材料の修正CBR試験	JIS A-1211	工事着手当初及び材料が変化した場合	1工事に1回実施する。					
床	施工	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	1,500 mlに1回実施する	最大乾燥密度の90%以上	現場密度の測定	JIS A-1214 舗装試験法便覧 2-5-3	A・B工事 1,500 mlに1回実施する C工事 3,000 mlに1回実施する。	最大乾燥密度の90%以上					A工事 大型車の交通量が1日1方向1,000台以上。 B工事 大型車の交通量が1日1方向1,000台未満。 C工事 簡易舗装の場合(部分的な場合は除く)
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 仕上げ後に全幅・全区間について実施する。	1工事につき1回実施する。	ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	目視 仕上げ後に全幅・全区間について実施する。	1工事につき1回実施する。					
工	その他		含水比試験	JIS A-1203	降雨後又は、含水比の変化が認められたときに実施する。	設計図書による。	含水比試験	JIS A-1203	降雨後又は、含水比の変化が認められたときに実施する。	設計図書による。					
			土の粒度試験	JIS A-1204	必要と認められるとき随時		土の粒度試験	JIS A-1204	必要と認められるとき随時						
路床土処理工	材料試験	必須	配合設計CBR		別紙 「F e 石灰工法の品質管理」参照		配合設計CBR		別紙 「F e 石灰工法の品質管理」参照						
			処理土のCBR		別紙 「F e 石灰工法の品質管理」参照		処理土のCBR		別紙 「F e 石灰工法の品質管理」参照						
	施工	必須	現場密度の測定		別紙 「F e 石灰工法の品質管理」参照		現場密度の測定		別紙 「F e 石灰工法の品質管理」参照						

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行								
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
下層	材料試験	必須	突固めによる材料の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合			下層材料試験	必須	必須	突固めによる材料の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合		
			路盤材料の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	工事着手当初及び材料が変化した場合	粒状路盤修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上)					粒状路盤修正CBR20%以上	A工事 大型車の交通量が1日1方向1,000台以上。 B工事 大型車の交通量が1日1方向1,000台未満。 C工事 簡易舗装の場合(部分的な場合は除く)			
			骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化した場合	JIS A-5001 表2参照					JIS A-5001 表2参照				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	塑性指数 PI:6以下					塑性指数 PI:6以下				
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	工事着手当初及び材料が変化した場合	膨張率 1.5%以下					膨張率 1.5%以下				
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A-5015	工事着手当初及び材料が変化した場合	呈色なし					呈色なし				
		その他	骨材の比重、吸水量の測定	JIS A-1109 A-1110	必要と認められるとき随時										
			粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	必要と認められるとき随時	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。		再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生材は、すりへり量が50%以下とする。							
		盤工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1,000 m ³ に1回・1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の93%以上 ×10:95%以上 ×6:96%以上 ×3:97%以上	10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならぬが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。							
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路盤仕上げ後全幅・全区間について実施する。	1工事につき1回実施する。	荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。							
盤工試験	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径53mm以下に適用出来る。	1,000 m ³ に1回・1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の93%以上 ×10:95%以上 ×6:96%以上 ×3:97%以上	10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値×3が規格値を満足しなければならぬが、×3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値×6が規格値を満足していればよい。	A・B工事 1,000 m ³ に2回 1工事につき最低3回実施する。 C工事 密度測定、載荷試験のいずれかを行う。 (1,000 m ³ に1回・1工事につき最低3回実施する。)								
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	目視 路盤仕上げ後全幅・全区間について実施する。	1工事につき1回実施する。	荷重車で行う場合は、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。									

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行										
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要		
下層路盤工	施工試験	その他	平板載荷試験	JIS A-1215	1,000 mlに2回		平板載荷試験	JIS A-1215	C工事 密度測定、載荷試験のいずれかを行う。 (1,000 mlに2回)								
			骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	必要と認められるとき随時		骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	必要と認められるとき随時								
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI: 6以下	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	必要と認められるとき随時	塑性指数 PI: 6以下							
			含水比試験	JIS A-1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。	含水比試験	JIS A-1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。							
			突固めによる材料の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合		突固めによる材料の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び材料が変化した場合								
粒度調整・再生粒度調整路盤工	材料試験	必須	路盤材料の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	工事着手当初及び材料が変化した場合	修正CBR 80以上 7フアルトコンクリートの再生資材を含む場合 90以上 40°Cで行った場合 80以上	路盤材料の修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	工事着手当初及び材料が変化した場合	修正CBR 80以上 7フアルトコンクリートの再生資材を含む場合 90以上 40°Cで行った場合 80以上	A工事 大型車の交通量が1日1方向 1,000台以上。 B工事 大型車の交通量が1日1方向 1,000台未満。 C工事 簡易舗装の場合 (部分的な場合は除く)						
			骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化した場合	JIS A-5001 表2参照	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化した場合	JIS A-5001 表2参照							
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	塑性指数 PI: 4以下	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化した場合	塑性指数 PI: 4以下							
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	工事着手当初及び材料が変化した場合	修正CBR 80以上	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	工事着手当初及び材料が変化した場合	修正CBR 80以上							
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	工事着手当初及び材料が変化した場合	膨張率 1.5%以下	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2-3-4	工事着手当初及び材料が変化した場合	膨張率 1.5%以下	MS 粒度調整鉄鋼スラグ						
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A-5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	工事着手当初及び材料が変化した場合	呈色なし	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A-5015 舗装試験法便覧 2-3-2	工事着手当初及び材料が変化した場合	呈色なし	HMS 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。						
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-106	工事着手当初及び材料が変化した場合	1.50kg/L以上	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装試験法便覧 4-9-5	工事着手当初及び材料が変化した場合	1.50kg/L以上							
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	工事着手当初及び材料が変化した場合	1.2Mpa以上 (材令14日)	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-3-3	工事着手当初及び材料が変化した場合	1.18N/mm ² 以上 (12kg/cm ² 以上) (材令14日)	HMS 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。						
			骨材の比重、吸水量の測定	JIS A-1109 A-1110	必要と認められるとき随時		骨材の比重、吸水量の測定	JIS A-1109 A-1110	必要と認められるとき随時								

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行							
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
セメント・石灰安定処理工	材料試験	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -38	工事着手当初及び材料が変化した場合	セメント安定処理 下層路盤：圧縮強さ（7日間）0.98Mpa以上 上層路盤：圧縮強さ（7日間）2.94Mpa以上	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	工事着手当初及び材料が変化した場合	セメント安定処理 下層路盤：圧縮強さ（7日間） 0.98N/cm ² (10 kg f/cm ²)以上 上層路盤：圧縮強さ（7日間） 2.94N/cm ² (30 kg f/cm ²)以上	C工事 簡易舗装の場合（部分的な場合は除く）	
			石灰安定処理 下層路盤：圧縮強さ（10日間） 0.70Mpa以上 上層路盤：圧縮強さ（10日間） 0.98Mpa以上			石灰安定処理 下層路盤：圧縮強さ（10日間） 0.70N/cm ² (7 kg f/cm ²)以上 上層路盤：圧縮強さ（10日間） 0.98N/cm ² (10 kg f/cm ²)以上								
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205 舗装調査・試験法便覧 [4] -103	工事着手当初及び材料が変化した場合	セメント安定処理 下層・下層路盤 塑性指数PI 9以下 石灰安定処理 下層・下層路盤 塑性指数PI 6~18	セメント	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205 舗装試験法便覧 1-3-5 1-3-6	工事着手当初及び材料が変化した場合	セメント安定処理 下層・下層路盤 塑性指数PI 9以下 石灰安定処理 下層・下層路盤 塑性指数PI 6~18				
				2.36mmふるい ±15%以内 ×10：10.0%以上 ×6：9.5%以上 ×3：8.5%以上						2.36mmふるい ±15%以内 ×10：10.0%以上 ×6：9.5%以上 ×3：8.5%以上				
	粒度測定 (2.36mmフルイ)	JIS A-1102	1日1回 1工事に最低3回	現場に敷き掛けられた混合物から資料を採取する。	現場	必須	粒度測定 (2.36mmフルイ)	JIS A-1102	1日1回 1工事に最低3回	現場に敷き掛けられた混合物から資料を採取する。				
											7.5μmふるい ±6%以内 ×10：4.0%以上 ×6：4.0%以上 ×3：3.5%以上	7.5μmふるい ±6%以内 ×10：4.0%以上 ×6：4.0%以上 ×3：3.5%以上		
	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -185 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 53mm以下に適用出来る。	1日1回 1工事に最低3回	最大乾燥密度の 93%以上	現場密度の測定	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	1日1回 1工事に最低3回	現場密度の測定				
											×10：95.0%以上 ×6：95.5%以上 ×3：96.5%以上	×10：95.0%以上 ×6：95.5%以上 ×3：96.5%以上		
	含水比試験	JIS A-1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。	現場に敷き掛けられた混合物から資料を採取する。セメント量は、資料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値	その他	含水比試験	JIS A-1203	必要と認められるとき随時	設計図書による。				
											必要と認められるとき随時（1日1回）	±1.2%以内	必要と認められるとき随時（1日1回） ±1.2%以内	必要と認められるとき随時（1日1回） ±1.2%以内

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行									
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
舗装	試験	舗	アスファルト	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	着事前1回及び材料が変わった場合	JIS A-5001 表2参照	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	着事前1回及び材料が変わった場合	JIS A-5001 表2参照	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	着事前1回及び材料が変わった場合	
					骨材の密度及び吸水率試験	JIS A-1109 JIS A-1110	着事前1回及び材料が変わった場合	表層・基層 表乾比重 2.45以上 吸水率 3%以下	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A-1109 JIS A-1110	着事前1回及び材料が変わった場合	表層・基層 表乾比重 2.45以上 吸水率 3%以下				
					骨材中の粘土塊量の試験	JIS A-1137	着事前1回及び材料が変わった場合	粘土、粘土塊 0.25%以下	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A-1137	着事前1回及び材料が変わった場合	粘土、粘土塊 0.25%以下				
			舗	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	着事前1回及び材料が変わった場合	細長、あるいは扁平な石片 10%以下	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	着事前1回及び材料が変わった場合	細長、あるいは扁平な石片 10%以下				
					フィラーの粒度試験	JIS A-5008	着事前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧 表3.3-17による。	フィラーの粒度試験	JIS A-5008	着事前1回及び材料が変わった場合	舗装要綱 3-6による。				
					フィラーの水分試験	JIS A-5008	着事前1回及び材料が変わった場合	1%以下	フィラーの水分試験	JIS A-5008	着事前1回及び材料が変わった場合	1%以下				
			舗	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A-1205	着事前1回及び材料が変わった場合	4以下	フィラーの塑性指数試験	JIS A-1205	着事前1回及び材料が変わった場合	4以下	A工事 大型車交通量 1日1方向 1,000台以上。			
					フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	着事前1回及び材料が変わった場合	50%以下	フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3-4-15	着事前1回及び材料が変わった場合	50%以下 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	B工事 大型車交通量 1日1方向 1,000台未満。			
					フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	着事前1回及び材料が変わった場合	膨張比3%以下	フィラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧 3-4-12	着事前1回及び材料が変わった場合	膨張比3%以下 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	C工事 簡易舗装の場合 (部分的な場合は除く)。			
			舗	その他	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	着事前1回及び材料が変わった場合	1/4以下	フィラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧 3-4-13	着事前1回及び材料が変わった場合	1/4以下 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。				
					製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	着事前1回及び材料が変わった場合	膨張比2%以下	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 3-4-17	着事前1回及び材料が変わった場合	膨張比2%以下				
					製鋼スラグの比重及び吸水率試験	JIS A-1110	着事前1回及び材料が変わった場合	SS 表乾比重 2.45以上 SS 吸水率 3%以下	製鋼スラグの比重及び吸水率試験	JIS A-1110	着事前1回及び材料が変わった場合	SS 表乾比重 2.45以上 SS 吸水率 3%以下				
			舗	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	着事前1回及び材料が変わった場合	すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下	粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	着事前1回及び材料が変わった場合	すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下				
					硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A-1122	着事前1回及び材料が変わった場合	損失量 12%以下	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A-1122	着事前1回及び材料が変わった場合	損失量 12%以下				

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後						現行												
品質管理試験基準・規格値						品質管理試験基準・規格値												
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要			
ア ス フ ォ ー ル ト 試 験 の 他	材 料 の 試 験 他	そ	粗骨材中の軟石量試験	JIS A-1126	着手前1回及び材料が変わった場合	軟石量 5%以下	(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	ア ス フ ォ ー ル ト 試 験 の 他	材 料 の 試 験 他	そ	粗骨材中の軟石量試験	JIS A-1126	着手前1回及び材料が変わった場合	軟石量 5%以下	A工事 大型車交通量 1日1方向 1,000台以上。			
			針入度試験 引火点試験 薄膜加熱 試験	JIS K-2207 K-2265	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3 ・センプロアスファルト 表3.3.4					針入度試験 引火点試験 薄膜加熱 試験	JIS K-2207 K-2265	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3 ・センプロアスファルト 表3.3.4		アスファルト舗装 要綱参照 舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ゴム・熱可塑性エラストマー入り アスファルト 表3.3.3 センプロアスファルト 表3.3.4	B工事 大型車交通量 1日1方向 1,000台未満。	
			軟化点試験 伸度試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3					軟化点試験 伸度試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3		アスファルト舗装 要綱参照 舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ゴム・熱可塑性エラストマー入り アスファルト 表3.3.3		C工事 簡易舗装の場合 (部分的な場合は除く)
			蒸発後の針入度比試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト 表3.3.1					蒸発後の針入度比試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3		アスファルト舗装 要綱参照 舗装用石油アスファルト 表3.3.1		
			トルエン可溶分試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・センプロアスファルト 表3.3.4					トルエン可溶分試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装用石油アスファルト 表3.3.1		アスファルト舗装 要綱参照 舗装用石油アスファルト 表3.3.1		
			密度試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3 ・センプロアスファルト 表3.3.4					密度試験	JIS K-2207	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装用石油アスファルト 表3.3.1 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3 ・センプロアスファルト 表3.3.4		アスファルト舗装 要綱参照 舗装用石油アスファルト 表3.3.1 センプロアスファルト 表3.3.4		
			高温動粘土試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・センプロアスファルト 表3.3.4					高温動粘土試験	舗装試験法便覧 3-5-11	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・センプロアスファルト 表3.3.4		アスファルト舗装 要綱参照 センプロアスファルト 表3.3.4		
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・センプロアスファルト 表3.3.4					60℃粘度試験	舗装試験法便覧 3-5-17	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・センプロアスファルト 表3.3.4		アスファルト舗装 要綱参照 ゴム・熱可塑性エラストマー入り アスファルト 表3.3.3		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3					タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3-5-17	着手前1回及び材料が変わった場合	舗装施工便覧参照 ・ボリア改良アスファルト 表3.3.3		アスファルト舗装 要綱参照 ゴム・熱可塑性エラストマー入り アスファルト 表3.3.3		
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K-2208	着手前1回及び材料が変わった場合						石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K-2208	着手前1回及び材料が変わった場合					
			配合試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-5	配合ごとに1回	50t未満は省略することができる					配合試験	舗装試験法便覧	配合ごとに1回 (50t未満は省略することができる)			A工事 大型車交通量 1日1方向 1,000台以上。		
			粒度測定 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・印字記録の場合:全数	±12%以内 基準粒度					粒度測定 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	抽出ふるい分け試験の場合 1~2回/日 印字記録の場合 全数	±12%以内 基準粒度		B工事 大型車交通量 1日1方向 1,000台未満。		
			粒度測定 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・印字記録の場合:全数	±5%以内 基準粒度					粒度測定 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	抽出ふるい分け試験の場合 1~2回/日 印字記録の場合 全数	±5%以内 基準粒度		C工事 簡易舗装の場合 (部分的な場合は除く)		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行									
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※のいずれか 1方法	工事着手当初	舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 修正VC値 50秒	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※のいずれか 1方法	工事着手当初	指針 6-3-2 (1) による目標値 修正VC値 50秒	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※のいずれか 1方法	工事着手当初	指針 6-3-2 (1) による目標値 修正VC値 50秒		
			マーシャル突き固め試験			舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 締固め率 96%	マーシャル突き固め試験			指針 6-3-2 (1) による目標値 締固め率 96%						
			ランマー突き固め試験			舗装施工便覧 8-3-3 による目標値 締固め率 97%	ランマー突き固め試験			指針 6-3-2 (1) による目標値 締固め率 97%						
					含水比試験	JIS A-1203	工事着手当初	設計図書による。	含水比試験	JIS A-1203	工事着手当初	設計図書による。	設計図書による。	コンシステンシー試験がやむを得ず行えない場合に適用する。		
					コンクリートの曲げ強度試験	JIS A-1106	2回/日(午前、午後)で3本1組/回	設計図書による。	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A-1106	2回/日(午前、午後)で3本1組/回	設計図書による。	設計図書による。			
					骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回あるいは1回/日	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回あるいは1回/日	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	表3-1 表3-2			
					骨材の単位容積質量試験	JIS A-1104	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回あるいは1回/日	設計図書による。	骨材の単位容積質量試験	JIS A-1104	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回あるいは1回/日	設計図書による。	設計図書による。			
					骨材の密度及び吸水率試験	JIS A-1109 A-1110	工事着手前及び材料の変更時	設計図書による。	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A-1109 A-1110	工事着手前及び材料の変更時	設計図書による。	設計図書による。			
					粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	工事着手前及び材料の変更時	35%以下 積雪寒冷地 25%以下	ホワイต์ベースに使用する場合 40%以下	粗骨材のすりへり試験	JIS A-1121	工事着手前及び材料の変更時	35%以下 積雪寒冷地 25%以下	ホワイต์ベースに使用する場合 40%以下		
					粗骨材中の軟石量試験	JIS A-1126	工事着手前及び材料の変更時	軟石量：5%以下	観察で問題なければ省略できる。	粗骨材中の軟石量試験	JIS A-1126	工事着手前及び材料の変更時	軟石量：5%以下			
					砂の有機不純物試験	JIS A-1105	工事着手前及び材料の変更時	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS-A-1142「有機不純物を含む細骨材の特殊圧縮強度による試験方法」による。	砂の有機不純物試験	JIS A-1105	工事着手前及び材料の変更時	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	JIS-5308 モルタルの圧縮強度による砂の試験	濃い場合は、JIS-5308 モルタルの圧縮強度による砂の試験	
					モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A-1142	材料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度の90%以上		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A-5308 付属書-3	材料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	圧縮強度の90%以上			
					骨材中の粘土塊量の試験	JIS A-1137	工事着手前及び材料の変更時	細骨材：1.00%以下 粗骨材：0.25%以下	観察で問題なければ省略できる。	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A-1137	工事着手前及び材料の変更時	細骨材：1.00%以下 粗骨材：0.25%以下			
					骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験	JIS A-1141	工事着手前及び材料の変更時	0.50%以下		骨材中の比重1.95に浮く粒子の試験	JIS A-5308 付属書-2	0.50%以下				
					硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A-1122 A-5005	工事着手前及び材料の変更時	細骨材：10.0%以下 粗骨材：12.0%以下	寒冷地で凍結の恐れのある地点に適用する。	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A-1122	工事着手前及び材料の変更時	細骨材：10.0%以下 粗骨材：12.0%以下	寒冷地で凍結の恐れのある地点に適用する。		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現 行																		
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値																		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要											
転圧コンクリート	材料試験	材	セメントの物理試験	JIS R-5201	製造会社の試験	JIS-R-5210(ポルトランド)	材	そ		セメントの物理試験	JIS R-5201	製造会社の試験	JIS-R-5210(ポルトランド)												
						JIS-R-5211(高炉)							JIS-R-5211(高炉)												
		料	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R-5202	製造会社の試験	JIS-R-5212(シリカ)	JIS R-5202	製造会社の試験	JIS-R-5212(シリカ)		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R-5202	製造会社の試験	JIS-R-5210(ポルトランド)											
						JIS-R-5213(フライアッシュ)			JIS-R-5213(フライアッシュ)																
		他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: A-5308 付属書-C	工事着手前及び工事施工中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質質量: 2g/l以下	土木学会基準 JSC-E-B -101	工事着手前及び工事施工中1回/年以上及び水質が変わった場合	溶解性蒸発残留物の質量: 1g/l以下。塩化物イオン量: 200ppm以下。	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合 JIS A-5308 付属書-9	1回/6ヶ月以上の頻度	塩化物イオン量: 200ppm以下	1回/6ヶ月以上の頻度	セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内。モルムの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	塩化物イオン量: 200ppm以下	セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内。モルムの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上								
						モルムの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上			モルムの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上																
	製造		計量設備の計量精度	工事開始前、 工事施工中 1回/6ヶ月以上	水 : ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材 : ±3%以内 混和剤 : ±2%以内 混和剤 : ±3%以内	レディーミクス	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に計量精度を要する。	1回/月以上	水 : ±1%以内	1回/月以上	水 : ±1%以内	1回/月以上	水 : ±1%以内	1回/月以上	セメント: ±1%以内	1回/月以上	セメント: ±1%以内								
						レディーミクス			セメント: ±1%以内		セメント: ±1%以内														
	製造	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A-1119 A-8603 -1 -2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: ・コンクリート中のモルム量の偏差率: 0.8%以下 ・コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5.0%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 ・コンクリート内空気量偏差率: 10.0%以下 ・スラップの偏差率: 15.0%以下	レディーミクス	レディーミクス コンクリートの場合 (JIS マカ表示 認証製品を製造する工場)の品質 証明書等のみと することができ る。	1回/6ヶ月以上	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: ・コンクリート中のモルム量の偏差率: 0.8%以下 ・コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5.0%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 ・コンクリート内空気量偏差率: 10.0%以下 ・スラップの偏差率: 15.0%以下	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合 JIS A-1119 A-8603	1回/6ヶ月以上	バッチミキサの場合 JIS A-1119 A-8603	1回/6ヶ月以上	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルム単位 容積: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5.0%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10.0%以下 スラップ平均値からの差: 15.0%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルム単位 容積: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5.0%以下 圧縮強度の差: 7.5%以下 空気量の差: 1.0%以下 スラップの差: 3cm以下	レディーミクス コンクリートの場合、 印字記録により確認を行う。	レディーミクス	レディーミクス コンクリートの場合、 印字記録により確認を行う。								
					レディーミクス			コンクリート中のモルム単位容積 質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5.0%以下 圧縮強度の差: 7.5%以下 空気量の差: 1.0%以下 スラップの差: 3cm以下		連続ミキサの場合 土木学会規準 JSC-E-1 -502 -2013		連続ミキサの場合 土木学会規準 JSC-E-1 -502		連続ミキサの場合 土木学会規準 JSC-E-1 -502											
					レディーミクス			設計図書による		骨材の表面水率試験		JIS A-1111 A-1125		2回/日以上		設計図書による		骨材の表面水率試験	JIS A-1111 A-1125	2回/日以上	設計図書による (但し、偏差 0.3%以下)	骨材の表面水率試験	JIS A-1111 A-1125	2回/日以上	設計図書による (但し、偏差 0.3%以下)

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行													
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要					
グ ー ス ア ス フ ァ ル ト 舗 装 試 験	材 料 の 他	そ	針入度試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	針入度15~30 (1/10mm)	<u>(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。</u> ・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	針入度試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	針入度15~30 (1/10mm)	規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	軟化点試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	軟化点 58~68℃				
			軟化点試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	軟化点 58~68℃		軟化点試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	軟化点 58~68℃									
			伸度試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	伸度 10cm以上(25℃)		伸度試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	伸度 10cm以上(25℃)									
			トルエン可溶分試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	トルエン可溶分 86~91%		トルエン可溶分試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	トルエン可溶分 86~91%									
			引火点試験	JIS K-2265	工事着手当初及び 材料が変化した場合	引火点 240℃以上		引火点試験	JIS K-2265	工事着手当初及び 材料が変化した場合	引火点 240℃以上									
			蒸発質量変化率試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	変化率 0.5%以下		蒸発質量変化率試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	変化率 0.5%以下									
			密度試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	密度 1.07~1.13g/cm ³		密度試験	JIS K-2207	工事着手当初及び 材料が変化した場合	密度 1.07~1.13g/cm ³									
	プ ラ ン ト 試 験	必 須	必	貫入試験(40℃)	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	配合ごとに各1回。 ただし、同一配合の合 材100t未満の場合 も実施する。	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	<u>(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。</u>	貫入試験(40℃)	舗装試験法便覧 5-3-3	配合ごとに各1回。 ただし、同一配合の合 材100t未満の場合 も実施する。		貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	貫入試験(40℃) 舗装試験法便覧 5-3-3	リュエル流動性試験(240℃)	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)	リュエル流動性試験(240℃)	舗装試験法便覧 5-3-4	3~20秒(目標値)
				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39		300以上		ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3			300以上							
				曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69		被断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上		曲げ試験	舗装試験法便覧 3-7-5			被断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上							
				粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		抽出ふるい分け試験の 場合: 1~2回/日		2.36mmフルイ ±12%以内 基準粒度	粒度(2.36mmフルイ)			舗装試験法便覧 3-4-3		抽出ふるい分け試験の 場合: 1~2回/日	2.36mmフルイ ±12%以内 基準粒度				
				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14				75μmフルイ ±5%以内 基準粒度	粒度(0.075mmフルイ)			舗装試験法便覧 3-4-3			0.075mmフルイ ±5%以内 基準粒度				
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238		印字記録の場合: 全数		アスファルト量 ±0.9%以内	アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装試験法便覧 3-9-6		印字記録の場合: 全数	アスファルト量 ±0.9%以内				
				温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による		随時		アスファルト 220℃以下 石粉:常温 150℃	温度測定(アスファルト、骨材、混合物)			温度計による		1時間ごと	アスファルト 220℃以下 石粉:常温 150℃				

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行									
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	
路床安定処理工	施工試験	必須	温度測定 <small>(初期圧入前)</small>	温度計による	クッカ1台ごと。 ただし、同一配合の合材100t未満の場合は1日2回行う (午前、午後)		アスファルトフィニッシャへの搬出時。	施工試験	必須	温度測定	温度計による	クッカ1台ごと。 ただし、同一配合の合材100t未満の場合は1日2回行う (午前、午後)			アスファルトフィニッシャへの搬出時。	
			密度測定	舗装試験法便覧	1,000cm ² に1個の割合でコアを採取する。											
	材料試験	必須	土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び土質が変化した時	設計図書による			材料試験	必須	土の締固め試験	JIS A-1210	工事着手当初及び土質が変化した時	設計図書による		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155 [4]-158	工事着手当初及び土質が変化した時	設計図書による					CBR試験	舗装試験法便覧 1-6-1 1-6-2	工事着手当初及び土質が変化した時	設計図書による		
	施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒度 ≤53mm JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒度 >53mm 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	1,000m ² に1回1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の90%以上			施工試験	必須	現場密度の測定	最大粒度 ≤53mm JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒度 >53mm 舗装試験法便覧 1-7-2	1,000m ² に1回1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の90%以上		
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅・全区間で実施する。						ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	路床仕上げ後、全幅・全区間で実施する。		
				平板荷重試験	JIS A-1215	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。						平板荷重試験	JIS A-1215	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		セメントコンクリートの路盤に適用する。
				現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。						現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		
	その他	必須	含水比試験	JIS A-1203	降雨後または含水比の変化が認められたときに実施する。				その他	必須	含水比試験	JIS A-1203	降雨後または含水比の変化が認められたときに実施する。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227	ブルーフローリングでの不良箇所について実施する。			たわみ量			舗装試験法便覧 7-2	ブルーフローリングでの不良箇所について実施する。				
表層安定処理工	施工試験	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 JIS A-1210 A・B法	1,000m ² に1回1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の90%以上		表層安定処理工	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 JIS A-1210 A・B法	1,000m ² に1回1工事につき最低3回実施する。	最大乾燥密度の90%以上			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅・全区間で実施する。					ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	路床仕上げ後、全幅・全区間で実施する。				

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行								
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
表層安定処理工	施工試験	その他	平板載荷試験	JIS A-1215	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		平板載荷試験	JIS A-1215	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		平板載荷試験	JIS A-1215	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		セメントコンクリートの路盤に適用する。
			現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		現場CBR試験	JIS A-1222	各車線ごとに、延長40mにつき1箇所の割合で実施する。		
			含水比試験	JIS A-1203	降雨後または含水比の変化が認められたときに実施する。		含水比試験	JIS A-1203	降雨後または含水比の変化が認められたときに実施する。		含水比試験	JIS A-1203	降雨後または含水比の変化が認められたときに実施する。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227	ブルーフローリングでの不良箇所について実施する。		たわみ量	舗装試験法便覧 7-2	ブルーフローリングでの不良箇所について実施する。		たわみ量	舗装試験法便覧 7-2	ブルーフローリングでの不良箇所について実施する。		
固結工	施工試験	必須	配合試験	「安定処理の土の締固めをしない供試体の作成方法」 :土質工学会基準(JSFT821-1990) JIS A-1216	工事着手当初及び材料が変化したときに各1回実施する。		配合試験	「安定処理の土の締固めをしない供試体の作成方法」 :土質工学会基準(JSFT821-1990) JIS A-1216	工事着手当初及び材料が変化したときに各1回実施する。		配合試験	「安定処理の土の締固めをしない供試体の作成方法」 :土質工学会基準(JSFT821-1990) JIS A-1216	工事着手当初及び材料が変化したときに各1回実施する。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A-1216	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 試験は1本の改良体について、上・中・下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。		土の一軸圧縮試験	JIS A-1216	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 試験は1本の改良体について、上・中・下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。		土の一軸圧縮試験	JIS A-1216	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 試験は1本の改良体について、上・中・下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。
簡易舗装工	材料試験	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	工事着手当初及び材料が変化したとき		修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	工事着手当初及び材料が変化したとき		修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	工事着手当初及び材料が変化したとき		下層路盤: 10%以上 上層路盤: 60%以上
			骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化したとき		骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化したとき		骨材のふるい分け試験	JIS A-1102	工事着手当初及び材料が変化したとき		「簡易舗装要綱」 3-3による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化したとき		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化したとき		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A-1205	工事着手当初及び材料が変化したとき		下層路盤 P _L : 9以下 上層路盤 P _L : 4以下

※簡易舗装工 (削除)

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後		現 行					
		品質管理試験基準・規格値 (削除)					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘 要
※簡易舗装工 (削除)	材 料 試 験	必 須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	工事着手当初及び 材料が変化したとき	上層路盤 セメント安定処理: 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25 kg f/cm ²) 以上 石灰安定処理: 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7 kg f/cm ²) 以上	
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準ずる	工事着手当初及び 材料が変化したとき	「アスファルト舗装」に準ずる	加熱アスファルト混合物を使用する場合
			カットバックアスファルト	ASTM-D 2027 2028	工事着手当初及び 材料が変化したとき	ASTM-D-2027-2028 カットバックアスファルト規格	カットバックアスファルトを使用する場合
	易 舗 装 工 試 験	必 須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3 3-7-7	1. 0.00m ² に1個 または随時	路盤: 基準密度の 93%以上 表層: 基準密度の 94%以上	
			粒度 (2.5mm フルイ)	路盤: JIS A-1102 表層: 舗装試験法便覧 3-4-3	路盤: 1. 0.00m ² に 1~2回または随時。 表層: 1日に 1~2回または随時。	路盤: 2. 3.6mmふるい: ±15%以内 表層: 2. 3.6mmふるい: ±12%以内	
			粒度 (0.074mm フルイ)	路盤: JIS A-1102 表層: 舗装試験法便覧 3-4-3	路盤: 1. 0.00m ² に 1~2回または随時。 表層: 1日に 1~2回または随時。	路盤: 0. 0.75mmふるい: ±6%以内 表層: 0. 0.75mmふるい: ±4. 5%以内	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	1日に1~2回 または随時。	アスファルト量 表層: ±1. 5%	癒着安定処理、表層に適用する。 300m ² 未満は省略できる。
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	全面		下層路盤、マカダム及び浸透マカダム路盤に適用する。 但し、荷重車についてはアスファルト舗装のブルーフローリングに準ずる。
			温度測定 (数均し)	温度計による	随時	12.0℃	癒着安定処理、表層に適用する。 測定値の記録は1日4回(午前、午後各2回)。

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行								
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
再生 ア ス フ ア ル ト 舗 装 工	材	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2] -14	再生骨材使用量 500 tごとに1回 ・ 1工事につき最低 1回	3.8%以上	(注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装試験法便覧 3-4-3	再生骨材使用量 500 tごとに1回		当初、試験練り検査結果の提出により省略できる。			
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧 [4] -238	再生骨材使用量 500 tごとに1回 ・ 1工事につき最低 1回	20 (1/10mm) 以上 (25℃)		再生骨材使用量 500 tごとに1回	当初、試験練り検査結果の提出により省略できる。						
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 ・ 1工事につき最低 1回			再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。	当初、試験練り検査結果の提出により省略できる。 1.3 ~ 0 mmの粒度区分に適用。						
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	再生骨材使用量 500 tごとに1回	5%以下。 洗い試験で失われる量とは、資料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の7.5 μmふるいにとどまるものと、水洗い後の7.5 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差から求める。		再生骨材使用量 500 tごとに1回	5%以下。 洗い試験で失われる量とは、資料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の0.075 mmふるいにとどまるものと、水洗い後の0.075 mmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差から求める。	当初、試験練り検査結果の提出により省略できる。 1.3 ~ 0 mmの粒度区分に適用。					
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	2回以上及び材料が変化したとき	JIS-K-2207 石油アスファルト規格			2回以上及び材料が変化したとき	JIS-K-2207 石油アスファルト規格					
			その他 含水比試験	JIS A-1203	観察により以上が認められたとき。	設計図書による。					下層路盤、粒度調整路盤に適用する。				
			再生アスファルト混合物	プラント再生舗装技術指針	2回以上及び材料が変化したとき	JIS-K-2207 石油アスファルト規格					当初及び材料の製造工場又は規格の変化ごと。				
			再生用添加剤の品質	プラント再生舗装技術指針	当初及び材料の製造工場又は規格の変化ごと。						当初及び材料の製造工場又は規格の変化ごと。				
			室内配合試験	プラント再生舗装技術指針	当初及び材料の製造工場又は規格の変化ごと。						混合物の種類ごと、設計針入への調整を含む。				
			試験練り	プラント再生舗装技術指針	当初及び材料の製造工場又は規格の変化ごと。						混合物の種類ごと、設計針入への調整を含む。				

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行											
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要			
再 生 ア ス ト フ ア ル ト 舗 装 工 試 験	プ ラ ン ト	必 須	粒度測定 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	抽出ふるい分け試験の 場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	2.36mmふるい： ±1.2%以内 再アス処理の場合 2.36mmふるい： ±1.5%以内	粒度測定 (0.075mm フルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 3-9-6	抽出ふるい分け試験の 場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	抽出ふるい分け試験の 場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	2.36mmふるい： ±1.2%以内 再アス処理の場合 2.36mmふるい： ±1.5%以内	印字記録による 場合は、プラント 再生舗装技術指 針表-8-10 による。	再アス処理の場合 2.36mmふるい： ±1.5%以内	印字記録による 場合は、プラント 再生舗装技術指 針表-8-10 による。	印字記録による 場合は、プラント 再生舗装技術指 針表-8-10 による。			
			粒度測定 (75μm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	抽出ふるい分け試験の 場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	75μmふるい： ±5%以内 再アス処理の場合 75μmふるい： ±6%以内										0.075mmふるい： ±6%以内	0.075mmふるい： ±6%以内	印字記録による 場合は、プラント 再生舗装技術指 針表-8-10 による。
			再生アスフ ルト量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	抽出ふるい分け試験の 場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	アスファルト量 ±0.9%以内 再アス処理の場合 アスファルト量： -1.2%以内										アスファルト量 ±0.9%以内 再アス処理の場合 アスファルト量： -1.2%以内	アスファルト量 ±0.9%以内 再アス処理の場合 アスファルト量： -1.2%以内	印字記録による 場合は、プラント 再生舗装技術指 針表-8-10 による。
	フ ア ル ト	そ の 他	試 験	浸水ホイール トラッキング 試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐剥離性の確認	マーシャル 安定度試験	舗装試験法便覧 3-9-6	当初及び材料の製造工 場又は規格の変化ごと	当初及び材料の製造工 場又は規格の変化ごと	マーシャル性 値の確認	抽出試験	舗装試験法便覧 3-9-6	当初及び材料の製造工 場又は規格の変化ごと	アスファルト量 と骨材粒度の 確認	
				ホイールト ラッキング 試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	回収 針入度試験	舗装試験法便覧	当初及び材料の製造工 場又は規格の変化ごと	設計針入度の7.0% [4.9(1/10mm)]	当初及び材料の製造工 場又は規格の変化ごと	設計針入度の7.0% [4.9(1/10mm)]	耐水性の確認			
				ラベリング 試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐摩耗性の確認	水浸 マーシャル 安定度試験	舗装試験法便覧 3-7-4	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認			
	舗 装 工 試 験	必 須	施 工	現場密度の 測定	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。		
				混合物のア スファルト 抽出	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	
				混合物の 粒度分析	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。
				温度測定 (敷均し時)	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。
				外観検査 (混合物)	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。
				現場密度の 測定	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト舗装 工」に準ずる。	「アスファルト舗装工」 に準ずる。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。	「アスファルト 舗装工」に準ず る。

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																																																																	
<p>アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜き取りコア数</p> <p>(削除)</p>	<p>アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜き取りコア数</p> <p>1. A工事(大型車交通量1日1方向1,000台以上)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計交通量の区分</th> <th rowspan="2">施工面積区分</th> <th rowspan="2">出来形管理用コア</th> <th colspan="2">品質管理用コア</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>自主管理用</th> <th>公的試験用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">C・D 交通</td> <td>～ 400m未満</td> <td>3 個</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>400m以上 ～2,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>不 要</td> <td>3 個</td> <td>6 個</td> </tr> <tr> <td>2,000m以上 ～3,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>3 個</td> <td>3 個</td> <td>9 個</td> </tr> <tr> <td>3,000m以上 ～4,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>6 個</td> <td>3 個</td> <td>12 個</td> </tr> <tr> <td>4,000m以上 ～5,000m未満</td> <td>4 個</td> <td>9 個</td> <td>3 個</td> <td>16 個</td> </tr> <tr> <td>5,000m以上</td> <td>1,000 m増える 毎に上記+1個</td> <td>1,000 m増える 毎に上記+3個</td> <td>3 個</td> <td>1,000 m増える 毎に上記+4個</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. B工事(大型車交通量1日1方向1,000台未満)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計交通量の区分</th> <th rowspan="2">施工面積区分</th> <th rowspan="2">出来形管理用コア</th> <th colspan="2">品質管理用コア</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>自主管理用</th> <th>公的試験用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">※ B交通 上記、C・D交通に同じ。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">L・A 交通</td> <td>～ 400m未満</td> <td>3 個</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>400m以上 ～2,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>3 個</td> <td>不 要</td> <td>6 個</td> </tr> <tr> <td>2,000m以上 ～3,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>6 個</td> <td>不 要</td> <td>9 個</td> </tr> <tr> <td>3,000m以上 ～4,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>9 個</td> <td>不 要</td> <td>12 個</td> </tr> <tr> <td>4,000m以上 ～5,000m未満</td> <td>4 個</td> <td>12 個</td> <td>不 要</td> <td>16 個</td> </tr> <tr> <td>5,000m以上</td> <td>1,000 m増える 毎に上記+1個</td> <td>1,000 m増える 毎に上記+3個</td> <td>不 要</td> <td>1,000 m増える 毎に上記+4個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 単純オーバーレイ工事は、L・A交通区分による。(切削オーバーレイは、B交通区分)</p> <p>3. C工事(簡易舗装要綱に基づき舗装構成を決定)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計交通量の区分</th> <th rowspan="2">施工面積区分</th> <th rowspan="2">出来形管理用コア</th> <th colspan="2">品質管理用コア</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>自主管理用</th> <th>公的試験用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">C・D</td> <td>～ 400m未満</td> <td>3 個</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>3 個</td> </tr> <tr> <td>400m以上 ～3,000m未満</td> <td>3 個</td> <td>3 個</td> <td>不 要</td> <td>6 個</td> </tr> <tr> <td>3,000m以上 ～4,500m未満</td> <td>3 個</td> <td>6 個</td> <td>不 要</td> <td>9 個</td> </tr> <tr> <td>4,500m以上</td> <td>4 個</td> <td>9 個</td> <td>不 要</td> <td>13 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 橋面舗装の場合は、橋体に影響を与える恐れのある場合は、取付け部等での抜き取りを行う等、監督員と協議の上で、一般的な抜き取りコア以外の方法による出来形・品質管理を実施すること。 2. 出来形管理用のコアは原則として、完成検査時の検査用に兼用し、検査時に提示する。</p>	設計交通量の区分	施工面積区分	出来形管理用コア	品質管理用コア		合計	自主管理用	公的試験用	C・D 交通	～ 400m未満	3 個	不 要	不 要	3 個	400m以上 ～2,000m未満	3 個	不 要	3 個	6 個	2,000m以上 ～3,000m未満	3 個	3 個	3 個	9 個	3,000m以上 ～4,000m未満	3 個	6 個	3 個	12 個	4,000m以上 ～5,000m未満	4 個	9 個	3 個	16 個	5,000m以上	1,000 m増える 毎に上記+1個	1,000 m増える 毎に上記+3個	3 個	1,000 m増える 毎に上記+4個	設計交通量の区分	施工面積区分	出来形管理用コア	品質管理用コア		合計	自主管理用	公的試験用	※ B交通 上記、C・D交通に同じ。						L・A 交通	～ 400m未満	3 個	不 要	不 要	3 個	400m以上 ～2,000m未満	3 個	3 個	不 要	6 個	2,000m以上 ～3,000m未満	3 個	6 個	不 要	9 個	3,000m以上 ～4,000m未満	3 個	9 個	不 要	12 個	4,000m以上 ～5,000m未満	4 個	12 個	不 要	16 個	5,000m以上	1,000 m増える 毎に上記+1個	1,000 m増える 毎に上記+3個	不 要	1,000 m増える 毎に上記+4個	設計交通量の区分	施工面積区分	出来形管理用コア	品質管理用コア		合計	自主管理用	公的試験用	C・D	～ 400m未満	3 個	不 要	不 要	3 個	400m以上 ～3,000m未満	3 個	3 個	不 要	6 個	3,000m以上 ～4,500m未満	3 個	6 個	不 要	9 個	4,500m以上	4 個	9 個	不 要	13 個
設計交通量の区分	施工面積区分				出来形管理用コア	品質管理用コア		合計																																																																																																										
		自主管理用	公的試験用																																																																																																															
C・D 交通	～ 400m未満	3 個	不 要	不 要	3 個																																																																																																													
	400m以上 ～2,000m未満	3 個	不 要	3 個	6 個																																																																																																													
	2,000m以上 ～3,000m未満	3 個	3 個	3 個	9 個																																																																																																													
	3,000m以上 ～4,000m未満	3 個	6 個	3 個	12 個																																																																																																													
	4,000m以上 ～5,000m未満	4 個	9 個	3 個	16 個																																																																																																													
	5,000m以上	1,000 m増える 毎に上記+1個	1,000 m増える 毎に上記+3個	3 個	1,000 m増える 毎に上記+4個																																																																																																													
設計交通量の区分	施工面積区分	出来形管理用コア	品質管理用コア		合計																																																																																																													
			自主管理用	公的試験用																																																																																																														
※ B交通 上記、C・D交通に同じ。																																																																																																																		
L・A 交通	～ 400m未満	3 個	不 要	不 要	3 個																																																																																																													
	400m以上 ～2,000m未満	3 個	3 個	不 要	6 個																																																																																																													
	2,000m以上 ～3,000m未満	3 個	6 個	不 要	9 個																																																																																																													
	3,000m以上 ～4,000m未満	3 個	9 個	不 要	12 個																																																																																																													
	4,000m以上 ～5,000m未満	4 個	12 個	不 要	16 個																																																																																																													
	5,000m以上	1,000 m増える 毎に上記+1個	1,000 m増える 毎に上記+3個	不 要	1,000 m増える 毎に上記+4個																																																																																																													
設計交通量の区分	施工面積区分	出来形管理用コア	品質管理用コア		合計																																																																																																													
			自主管理用	公的試験用																																																																																																														
C・D	～ 400m未満	3 個	不 要	不 要	3 個																																																																																																													
	400m以上 ～3,000m未満	3 個	3 個	不 要	6 個																																																																																																													
	3,000m以上 ～4,500m未満	3 個	6 個	不 要	9 個																																																																																																													
	4,500m以上	4 個	9 個	不 要	13 個																																																																																																													

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後							現行								
品質管理試験基準・規格値							品質管理試験基準・規格値								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	品質規格値	摘要
			ロックボルトの引抜き試験	「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面あたりに3本均等に行う。 (ただし坑口部では両側壁各1本)	引抜き耐力の80%程度以上					ロックボルトの引抜き試験	「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面あたりに3本均等に行う。 (ただし坑口部では両側壁各1本)	引抜き耐力の80%程度以上	
補強土壁工	材	必須	土の締固め試験	JIS A-1210	施工当初及び土質の変化時。	設計図書による。		補強土壁工	材	必須	土の締固め試験	JIS A-1210	施工当初及び土質の変化時。	設計図書による。	
			外観検査	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工各設計 施工マニュアルによる	補強土壁工各設計 施工マニュアルによる	ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等				補強土壁工各設計 施工マニュアルによる	ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工各設計 施工マニュアルによる	補強土壁工各設計 施工マニュアルによる					補強土壁工各設計 施工マニュアルによる				
			その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる	補強土壁工各設計 施工マニュアルによる	設計図書による。					補強土壁工各設計 施工マニュアルによる	設計図書による。		
	施工試験	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 > 5.3mm <u>舗装調査・試験法便覧 [4]-185</u>	500㎡につき1回	最大乾燥密度の90%以上 または、設計図書による。		施工試験	必須	現場密度の測定	JIS A-1214 A-1210 A・B法 最大粒径 > 5.3mm <u>舗装試験法便覧 1-7-2</u>	500㎡につき1回	最大乾燥密度の90%以上 または、設計図書による。		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後				現行																																																											
<p><u>2.</u> コンクリート二次製品（JIS製品以外）の規格・材料検査 （略）</p> <p><u>3.</u> 鋼材の規格・材料検査 （略）</p> <p><u>4.</u> 公的試験機関での品質管理試験の実施について</p>				<p>コンクリート二次製品（JIS製品以外）の規格・材料検査 （略）</p> <p>鋼材の規格・材料検査 （略）</p> <p>公的試験機関での品質管理試験の実施について</p>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメントコンクリート</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼ガス溶接</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸 ・治山・道路土工</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>路床置換工</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>転圧コンクリート</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装</td> <td>(略)</td> <td>交通量区分がN7、N6、N5（注7）の場合について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				工種	試験項目	試験基準	適用	セメントコンクリート	(略)	(略)	(略)	鉄鋼ガス溶接	(略)	(略)	(略)	河川・海岸 ・治山・道路土工	(略)	(略)	(略)	路床置換工	(略)	(略)	(略)	転圧コンクリート	(略)	(略)	(略)	アスファルト舗装	(略)	交通量区分がN7、N6、N5（注7）の場合について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメントコンクリート</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼ガス溶接</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸 ・治山・道路土工</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>路床置換工</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>転圧コンクリート</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト舗装</td> <td>(略)</td> <td>A・B工事（注4参照）について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。（略）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				工種	試験項目	試験基準	適用	セメントコンクリート	(略)	(略)	(略)	鉄鋼ガス溶接	(略)	(略)	(略)	河川・海岸 ・治山・道路土工	(略)	(略)	(略)	路床置換工	(略)	(略)	(略)	転圧コンクリート	(略)	(略)	(略)	アスファルト舗装	(略)	A・B工事（注4参照）について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。（略）	(略)
工種	試験項目	試験基準	適用																																																												
セメントコンクリート	(略)	(略)	(略)																																																												
鉄鋼ガス溶接	(略)	(略)	(略)																																																												
河川・海岸 ・治山・道路土工	(略)	(略)	(略)																																																												
路床置換工	(略)	(略)	(略)																																																												
転圧コンクリート	(略)	(略)	(略)																																																												
アスファルト舗装	(略)	交通量区分がN7、N6、N5（注7）の場合について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。 (略)	(略)																																																												
工種	試験項目	試験基準	適用																																																												
セメントコンクリート	(略)	(略)	(略)																																																												
鉄鋼ガス溶接	(略)	(略)	(略)																																																												
河川・海岸 ・治山・道路土工	(略)	(略)	(略)																																																												
路床置換工	(略)	(略)	(略)																																																												
転圧コンクリート	(略)	(略)	(略)																																																												
アスファルト舗装	(略)	A・B工事（注4参照）について、車道の各層毎に1回、3個のコアを採取して行う試験。（略）	(略)																																																												
<p>(以下 略)</p> <p>(注) 1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 単純オーバーレイ工事は対象外とする。 (切削オーバーレイ工事は対象とする。)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p><u>7. 交通量区分は舗装設計便覧による。(例:N5 日交通量250台以上)</u></p>				<p>(以下 略)</p> <p>(注) 1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. <u>A・B工事の内、設計交通量がL・A交通量の100%及び未満のオーバーレイ工事は対象外とする。</u> (切削オーバーレイ工事は対象とする。)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>(新設)</p>																																																											

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後	現行

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改正後	現 行

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>[3]写真管理基準</p> <p>1. 適用（略）</p> <p>2. 写真撮影の要点</p> <p>工事記録写真は契約書の設計図書に照らして、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるので、次の点に十分注意して撮影しなければならない。</p> <p><u>（1）工事写真は写真撮影要領に基づき撮影すること。ただし工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加削除するものとする。なお該当工種がない場合は、撮影計画書を作成し監督員と協議するものとする。</u></p> <p>（2）工事の内容を十分理解し、写真の目的を把握して撮影すること。</p> <p>（3）管理する目的物の現状、形状及び寸法がはっきりとわかるように、鋼尺、箱尺、リボンテープ、ポール等をあてて撮影すること。</p> <p>（4）写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込みこと。<u>ただし、工事着手前写真、工事完成写真については位置が写真で判断できれば省略できるものとする。</u></p> <p>①工事名 ②工種等 ③測点（位置） ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図</p> <p>3. 工事記録写真の分類</p> <p>工事記録写真は次のように分類する。</p> <p>（1）工事着手前<u>及び完成</u>写真</p>	<p>[3]写真管理基準</p> <p>1. 適用（略）</p> <p>2. 写真撮影の要点</p> <p>工事記録写真は契約書の設計図書に照らして、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるので、次の点に十分注意して撮影しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（1）工事の内容を十分理解し、写真の目的を把握して撮影すること。</p> <p>（2）管理する目的物の現状、形状及び寸法がはっきりとわかるように、鋼尺、箱尺、リボンテープ、ポール等をあてて撮影すること。</p> <p>（3）写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込みこと。</p> <p>①工事名 ②工種等 ③測点（位置） ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図</p> <p>3. 工事記録写真の分類</p> <p>工事記録写真は次のように分類する。</p> <p>（1）工事着手前写真</p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>(2) 削る</u></p> <p>(2) 施工状況写真</p> <p>(3) 安全管理写真</p> <p>(4) <u>使用材料</u>写真</p> <p>(5) 品質管理写真</p> <p>(6) 出来形管理写真</p> <p>(7) 災害写真</p> <p><u>(8) 事故写真</u></p> <p>(9) その他（環境、補償、検査等）</p>	<p><u>(2) 工事完成写真</u></p> <p>(3) 施工状況写真</p> <p>(4) 安全管理写真</p> <p>(5) 材料<u>検収</u>写真</p> <p>(6) 品質管理写真</p> <p>(7) 出来形管理写真</p> <p>(8) 災害写真</p> <p>(新設)</p> <p>(9) その他（環境、補償、検査等）</p>
<p><u>(1) 削る</u></p>	<p><u>(1) 工事着手前写真とは、工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。</u></p> <p><u>①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。</u></p> <p><u>②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた（関連位置を明確にするポール等を設置）追い写真とする。</u></p>
<p><u>(2) 削る</u></p>	<p><u>(2) 工事完成写真とは、全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるように同一箇所から撮影すること。</u></p> <p><u>また、部分完成写真は主要工種毎及び主要構造物毎に撮影すること。</u></p>
<p><u>(3) 削る</u></p>	<p><u>(3) 施工状況写真とは、工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の工種別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。</u></p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>(4) 削る</u></p>	<p><u>(4) 安全管理写真とは、工事の施工に関する各種標示施設、工事中の防護施設、交通整理状況（工事看板を含む）、事故防止対策施設等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。</u></p>
<p><u>(5) 削る</u></p>	<p><u>(5) 材料検収写真とは、当該工事に使用する資材（主として二次製品）の材料検収状況写真であり、使用後に種別、数量、形状、規格、寸法等が確認できない部分を写真で証明するもので、資材を現場に搬入後、速やかに撮影すること。</u></p> <p><u>また、撮影に際しては材料の規格、寸法、マークなどは検尺を当てて行うこと。</u></p>
<p><u>(6) 削る</u></p>	<p><u>(6) 品質管理写真とは、別に定める品質管理基準に関係する、試験又は測定の実施状況及び結果を証明するもので、明瞭に判読できるよう撮影すること。</u></p>
<p><u>(7) 削る</u></p>	<p><u>(7) 出来形管理写真とは、仕様書及び設計図書に明示された工事目的物の出来形（形状、規格、寸法、品質等）を詳細に撮影し、管理写真で対比して証明するものである。</u></p> <p>① <u>後日明視出来ない地中等に埋設（没）する部分や水中に沈む部分は、特に嚴重な出来形（形状、規格、寸法、品質等）管理写真を撮影し、写真で設計図書どおりであることを確認の後、埋戻しや上方の盛土を行うこと。</u></p> <p>② <u>検尺、リボンテープなどで出来形を撮影する場合は、斜め上、下、横からの撮影はせずに正面から写すこと。なお、検尺等の目盛ははっきり判読できるよう撮影すること。また、場合によっては部分拡大写真の併用を考慮すること。</u></p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>(8) 削る</u></p> <p><u>(9) 削る</u></p> <p>4. 写真の整理及び提出</p> <p>(1) 写真の<u>信憑性を考慮し、写真加工は認めない。</u></p> <p>(2) 写真の<u>色彩やサイズは、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>①写真はカラーとする。</u></p> <p><u>②有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)</u></p> <p>(3) <u>電子納品の場合の工事写真の形式及び整理方法</u></p>	<p><u>③ 薄暗い箇所での写真撮影は、ストロボ、照明等を使用して撮影し、撮り損ないのないことを確認の後、次の作業工程に着手すること。</u></p> <p><u>(8) 災害写真とは、工事途中での集中豪雨（天災）等により災害を受けた場合に、その被災状況を示す記録写真を撮影整備しておくこと。また、契約書第25条の天災その他不可抗力による災害を受けた場合の損害額の判定資料となるので、十分留意して撮影すること。</u></p> <p><u>(9) その他（環境、補償、検査等）</u></p> <p><u>④ 公害対策、環境保全対策等の施設の設置状況写真の撮影。</u></p> <p><u>⑤ 用地、立木補償等に関する収去状況写真の撮影。</u></p> <p><u>⑥ 中間検査、完成検査の実施状況写真の撮影。</u></p> <p><u>⑦ 廻排水、現場事務所、作業員休憩所、トイレ等の設置状況写真の撮影。</u></p> <p><u>⑧ 当該工事に使用する機械、器具等の現場搬入時の写真撮影。(機種の種類等明示)</u></p> <p><u>⑨ 建設業許可票の掲示、労災保険加入票の掲示、建退共加入票の掲示等の撮影。</u></p> <p>4. 写真の整理及び提出</p> <p>(1) 写真の<u>大きさは原則としてサービス判とし、カラー写真とする。</u></p> <p>(2) 写真の<u>撮影及び整理は請負者の責任において行い管理し、写真帳は完成届と同時に1部を提出すること。なお、写真帳は原則として工事用アルバムとする。</u></p> <p>(3) <u>監督員の指示する写真は、提出時期及び提出部数について指示に従うも</u></p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>福岡県林務関係電子納品運用ガイドラインによるものとする。</u></p> <p>(4) <u>電子納品以外の場合の工事写真の形式及び整理方法</u> <u>写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。</u></p> <p><u>①工事写真として、工事写真帳（原則として工事用アルバム）を工事</u> <u>完成時に1部提出すること。</u></p> <p><u>②工事写真帳における写真の大きさは、サービスサイズ（Lサイズ）</u> <u>程度とすること。ただし、着手前及び完成写真等は、キャビネ版又</u> <u>はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。また、監督</u> <u>員が指示する場合は、その指示した大きさとすること。</u></p> <p><u>(5) 写真の撮影及び整理は請負者の責任において行い管理すること。</u></p> <p><u>(6) 監督員の指示する写真は、提出時期及び提出部数について指示に従う</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>5. 写真撮影要領</u> <u>別表に示す。</u></p>	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>(4) 電子納品対象工事については福岡県林務関係電子納品運用ガイドライン</u> <u>(案) によるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後			現 行																																																
<p>【別表】 写真撮影要領</p> <p>1 工事写真分類別撮影要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分類</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 10%;">撮影頻度</th> <th style="width: 70%;">撮影の要点及び注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>着手前1回</td> <td>工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。 ①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。 ②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた（関連位置を明確にするポール等を設置）追い写真とする。</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>完成後1回</td> <td>全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるように同一箇所から撮影すること。 また、部分完成写真は主要工種毎及び主要構造物毎に撮影すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施工状況</td> <td>工事施工中</td> <td>工種種別毎 1施工箇所毎</td> <td>工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の種類別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。 工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。</td> </tr> <tr> <td>機械施設</td> <td>機種毎 設備毎</td> <td>現場搬入時に機種、形式、規格等が確認できるよう1台毎に明示して撮影すること。 現場仮設機械（プラント等）の設置状況、機種、形式、規格等及び機械の組合せ関連が確認できるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>仮設（指定仮設）</td> <td>1施工箇所毎</td> <td>指定仮設については、仮設状況、使用材料、形状寸法が確認できるよう撮影すること。 廻排水等の任意仮設については、仮設状況を撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>図面との不一致</td> <td>必要に応じて</td> <td>図面と現地が不一致の場合は、不一致程度が判断できるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全管理</td> <td>各種標識・保安施設等</td> <td>種類毎</td> <td>工事の施工に関する各種標識類、各種保安施設、防護施設、土石流安全対策等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>交通整理</td> <td>1回</td> <td>監視員による交通整理状況を周辺との関連がわかるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>安全訓練</td> <td>実施日毎</td> <td>安全教育、訓練、パトロール等の活動状況が確認できるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用材料</td> <td>材料検収</td> <td>品目毎</td> <td>当該工事に使用する資材（主として二次製品）の材料検収状況写真であり、使用後に種別、数量、形状、規格、寸法等が確認できない部分を写真で証明するもので、資材を現場に搬入後、使用前に撮影すること。 また、撮影の際は規格、形状、寸法等が確認できるよう明示し、測定尺を当て行うこと。 また材料の保管状況も撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>品質証明</td> <td>品目毎</td> <td>JIS規格品は、JIS表示が確認できるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>検査実施状況</td> <td>品目毎</td> <td>材料検査の実施状況が確認できるよう撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>品質管理</td> <td>品質管理項目毎</td> <td>別に定める品質管理基準に關係する試験又は測定の実施状況及び結果を証明するもので、明瞭に判読できるよう撮影すること。（3品質管理写真撮影要領を参照） ただし、公的機関で実施された品質管理証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>			分類	区分	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	着手前・完成	着手前	着手前1回	工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。 ①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。 ②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた（関連位置を明確にするポール等を設置）追い写真とする。	完成	完成後1回	全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるように同一箇所から撮影すること。 また、部分完成写真は主要工種毎及び主要構造物毎に撮影すること。	施工状況	工事施工中	工種種別毎 1施工箇所毎	工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の種類別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。 工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。	機械施設	機種毎 設備毎	現場搬入時に機種、形式、規格等が確認できるよう1台毎に明示して撮影すること。 現場仮設機械（プラント等）の設置状況、機種、形式、規格等及び機械の組合せ関連が確認できるよう撮影すること。	仮設（指定仮設）	1施工箇所毎	指定仮設については、仮設状況、使用材料、形状寸法が確認できるよう撮影すること。 廻排水等の任意仮設については、仮設状況を撮影すること。	図面との不一致	必要に応じて	図面と現地が不一致の場合は、不一致程度が判断できるよう撮影すること。	安全管理	各種標識・保安施設等	種類毎	工事の施工に関する各種標識類、各種保安施設、防護施設、土石流安全対策等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。	交通整理	1回	監視員による交通整理状況を周辺との関連がわかるよう撮影すること。	安全訓練	実施日毎	安全教育、訓練、パトロール等の活動状況が確認できるよう撮影すること。	使用材料	材料検収	品目毎	当該工事に使用する資材（主として二次製品）の材料検収状況写真であり、使用後に種別、数量、形状、規格、寸法等が確認できない部分を写真で証明するもので、資材を現場に搬入後、使用前に撮影すること。 また、撮影の際は規格、形状、寸法等が確認できるよう明示し、測定尺を当て行うこと。 また材料の保管状況も撮影すること。	品質証明	品目毎	JIS規格品は、JIS表示が確認できるよう撮影すること。	検査実施状況	品目毎	材料検査の実施状況が確認できるよう撮影すること。	品質管理	品質管理	品質管理項目毎	別に定める品質管理基準に關係する試験又は測定の実施状況及び結果を証明するもので、明瞭に判読できるよう撮影すること。（3品質管理写真撮影要領を参照） ただし、公的機関で実施された品質管理証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。	<p>（新設）</p>
分類	区分	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項																																																
着手前・完成	着手前	着手前1回	工事区域全体の状況が判断できる写真を撮影すること。 ①起終点は勿論、工区全体の状況が判断できる写真であること。 ②人家、立木等障害物が多く工区全体の関連写真の撮影が不可能な場合は、順序よく関連付けされた（関連位置を明確にするポール等を設置）追い写真とする。																																																
	完成	完成後1回	全景及び部分写真の2種類に分類されるが、着手前写真と対照できるように同一箇所から撮影すること。 また、部分完成写真は主要工種毎及び主要構造物毎に撮影すること。																																																
施工状況	工事施工中	工種種別毎 1施工箇所毎	工事の施工方法、施工時期、出来高工程、進捗状況などの記録写真となり、総合的な判断資料となるため、施工状況がよく分かるように工夫するとともに、契約図書の種類別に工事の施工状況を撮影し、順序良く整理すること。 工種毎の撮影箇所等は、2工種別撮影要領によること。																																																
	機械施設	機種毎 設備毎	現場搬入時に機種、形式、規格等が確認できるよう1台毎に明示して撮影すること。 現場仮設機械（プラント等）の設置状況、機種、形式、規格等及び機械の組合せ関連が確認できるよう撮影すること。																																																
	仮設（指定仮設）	1施工箇所毎	指定仮設については、仮設状況、使用材料、形状寸法が確認できるよう撮影すること。 廻排水等の任意仮設については、仮設状況を撮影すること。																																																
	図面との不一致	必要に応じて	図面と現地が不一致の場合は、不一致程度が判断できるよう撮影すること。																																																
安全管理	各種標識・保安施設等	種類毎	工事の施工に関する各種標識類、各種保安施設、防護施設、土石流安全対策等の写真であり、万一事故が発生した場合の原因究明及び工事現場の安全管理状況の証拠となるものであり、必ず施設の設置状況が明瞭に判読できるよう撮影すること。																																																
	交通整理	1回	監視員による交通整理状況を周辺との関連がわかるよう撮影すること。																																																
	安全訓練	実施日毎	安全教育、訓練、パトロール等の活動状況が確認できるよう撮影すること。																																																
使用材料	材料検収	品目毎	当該工事に使用する資材（主として二次製品）の材料検収状況写真であり、使用後に種別、数量、形状、規格、寸法等が確認できない部分を写真で証明するもので、資材を現場に搬入後、使用前に撮影すること。 また、撮影の際は規格、形状、寸法等が確認できるよう明示し、測定尺を当て行うこと。 また材料の保管状況も撮影すること。																																																
	品質証明	品目毎	JIS規格品は、JIS表示が確認できるよう撮影すること。																																																
	検査実施状況	品目毎	材料検査の実施状況が確認できるよう撮影すること。																																																
品質管理	品質管理	品質管理項目毎	別に定める品質管理基準に關係する試験又は測定の実施状況及び結果を証明するもので、明瞭に判読できるよう撮影すること。（3品質管理写真撮影要領を参照） ただし、公的機関で実施された品質管理証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。																																																

福岡県農林水産部（水産林務関係） 工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
出来形管理	出来形管理	出来形管理 箇所毎	<p>仕様書及び設計図書に明示された工事目的物の出来形（形状、規格、寸法、品質等）を詳細に撮影し、管理写真で対比して証明するものである。このため基本的には出来形管理箇所毎に撮影するものとし、工程毎の撮影箇所等は、2工程別撮影要領によること。</p> <p>①後日明視出来ない地中等に埋設（没）する部分や水中に沈む部分は、特に嚴重な出来形（形状、規格、寸法、品質等）管理写真を撮影し、写真で設計図書どおりであることを確認の後、埋戻しや上方の盛土を行うこと。</p> <p>②検尺、リボンテープなどで出来形を撮影する場合は、斜め上、下、横からの撮影はせずに正面から写すこと。なお、検尺等の目盛ははっきり判読できるよう撮影すること。また、場合によっては部分拡大写真の併用を考慮すること。</p> <p>③薄暗い箇所での写真撮影は、ストロボ、照明等を使用して撮影し、撮り損ないのないことを確認の後、次の作業工程に着手すること。</p> <p>④完成後測定可能な部分（工事が完成したときに隠れる部分以外）については、出来形管理状況がわかる写真を細別毎に1回撮影し、他は撮影を省略出来るものとする。 ただし、足場等を設置しないと測定できない部分は撮影すること。</p>	
災害	災害報告	その都度	<p>工事途中での集中豪雨（天災）等により災害を受けた場合に、その災害の状況、被災規模がわかるよう記録写真を撮影し、可能であれば被災前及び被災中、被災直後、被災後と整備しておくこと。</p> <p>また、応急措置状況等も撮影すること。</p> <p>なお、ここでいう災害とは、工事請負契約書第27条、28条、29条で規定する損害を指し、請負工事施工中における、これらの災害についての費用負担区分の判定に必要な資料として、欠かすことのできない写真であるので、十分留意して撮影すること。</p>	
事故	事故報告	その都度	<p>事故が発生した場合に、事故の状況、発生要因等がわかるよう記録写真を撮影し、発生前、発生直後、発生後と整備しておくこと。</p>	
その他	測量標等	その都度	<p>測量標（仮BM）、工事多角点等の設置位置、設置状況、基準高、構造物との関連性がわかるよう撮影すること。</p>	
	補償関係	その都度	<p>用地、立木補償等に関する収去状況写真の撮影すること。</p> <p>また、工事中の振動等によるクラック等、工事の施工に起因すると思われる補償問題が、あらかじめ予想される場合は、想定影響区域より相当広範囲の事物を対象に、施工前の状況を撮影しておくこと。</p>	
	環境対策等	その都度	<p>公害対策、環境保全対策、イメージアップ等の施設の設置状況写真の撮影すること。</p>	
	現場事務所等	その都度	<p>現場事務所、労務者休憩所、資材倉庫、火薬庫、仮設トイレ、その他仮設物等の設置状況を撮影すること。</p>	
	段階確認 中間検査 完成検査	その都度	<p>段階確認、立会、中間検査、完成検査の実施状況写真の撮影すること。</p> <p>監督員（検査員）の確認（検査）状況並びに、該当項目の完了が判断できるよう撮影すること。</p> <p>黒板には段階確認（検査）を行う種別、細別、確認項目、監督員（検査員）氏名を記入して撮影すること。</p>	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
<p>2 工種別撮影要領 (1) 共通工事</p>				
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
土工	伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐開、除根作業の実施状況が、着手前写真と完了後写真により対比して確認できるよう同一箇所から撮影する。 ・ 局所的写真では、同じ施工地かどうか判然としないので注意して撮影する。
	丁 張	丁張架設	架設後1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁張架設後、架設位置、工事箇所全体の架設状況がわかるよう局部及び全景写真を撮影する。
	掘削(切取)盛土	仕上がり幅 法長、法勾配	測点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削、盛土完了後に、各部の寸法が確認できるよう測定尺を添えて撮影する。 ・ 土質が変化した場合、土質とその区分線が確認できるよう測定尺を添えて撮影する。 ・ 転石交り土は、転石の大きさ、混合歩合、転石層の位置等が確認できるよう局部と全体を対比して撮影する。 ・ 崩壊、欠損の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるよう撮影する。
基礎工	床掘埋戻し	床掘状況 基面整形状況 土質区分 転圧状況	1施工箇所毎 変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床掘の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 床掘完了後、基礎が土砂の場合は床掘面の転圧整形状況、岩の場合は岩盤整形状況がわかるように撮影する。 ・ 床掘幅、土質区分が確認できるように撮影する。 ・ 埋戻し材の土質、蔭出し、転圧の状況がわかるよう撮影する。
	コンクリート基礎	幅、高さ 延長	1施工箇所毎 変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠の設置状況、コンクリートの打設、養生等の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 脱枠後、幅、高さ、延長等の寸法が確認できるように測定尺を当てて撮影する。
	栗石等基礎	幅、厚さ 延長	1施工箇所毎 変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栗石の敷均し、締固め、目潰し仕上げ等の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 栗石等基礎仕上げ後に、幅、厚さ、延長等の寸法が確認できるように測定尺を当てて撮影する。
	胴木梯子土台	径、幅 長さ	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土台木組立据付け後、部材寸法、組立寸法、据付け寸法等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 杭打胴木、片梯子土台の杭は予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。
	木 杭	杭の径、長さ 位置、杭間隔	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 打込み完了後施工位置、杭間隔等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 全長の打込みが不可能で頭部を切断する場合は切断前に撮影する。
コンクリート杭 鋼管杭 H形鋼杭 深礎杭 場所打杭	位置、杭間隔 根入長、偏心	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入時に、規格、形状、寸法等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 杭に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 打込み完了後施工位置、杭間隔、偏心等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係） 工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後					現 行	
(1) 共通工事						
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
擁壁工	石積（張）工 ブロック積（張）工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記基礎工に準じて撮影する。 ・ 石又はブロックの築積、胴込コンクリート充填、裏込礫充填抜き型枠、水抜きパイプ等の施工状況がわかるよう撮影する。 (根石、中段部2箇所程度、天端の局部写真及び全景写真) 		
		施工状況	1施工箇所毎			
		厚 さ	測点又は変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胴込コンクリート、裏込礫の厚さを根石、中段部2箇所程度、天端について、確認できるように測定尺当てて撮影する。 		
		法長又は高さ 施工延長 法勾配	測点又は変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積(張)工完了後、法長又は高さ及び施工延長、法勾配が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 (局部写真及び全景写真) 		
	コンクリート擁壁工	基礎工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記基礎工に準じて撮影する。 	
			型 枠	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠の構造（メタルフォーム、コンパネ等）、架設状況、清掃状況、剥離剤の塗布状況、フォームタイの状況、セパレーターの取付け状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦横バタの設置状況等がわかるように撮影する。 ・ 鉛直仕切型枠、目地（エラストイト等）の設置状況がわかるように撮影する。 ・ 幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し、型枠の組立てを行った底盤部及び構造の変化点を撮影する。 	
			足 場	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の構造（単管、キャットウォーク等）、架設状況（安全性）がわかるように局部及び全景を撮影する。 	
			コンクリートの投入打設	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬方法、運搬状況がわかるように撮影する。 ・ 投入打設（人力、トラッククレーン、ポンプ車等）状況が、よくわかるように局部及び全景を撮影する。 ・ バイプレーターによる締め固め、人力による突き固め作業等の状況がよくわかるように撮影する。 ・ 打継目の処理（レイタンス除去、洗浄、清掃、敷きモルタル等）作業の状況、その他打設準備の状況がよくわかるように局部及び全景を撮影する。 ・ 養生マット類の掛け方、散水（保湿）方法、保温方法等、養生の状況がよくわかるように撮影する。 	
			高さ（法長）、幅、延長、法勾配	変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱枠後埋戻し前に、幅、高さ（法長）、法勾配、延長等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 床幅は、型枠締付け後変化点ごと、型枠内に測定尺を当てて撮影する。 	
			鉄筋コンクリート壁の配筋	1施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋組立て後、鉄筋の径、組立寸法（間隔、位置）が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後					現	行
(1) 共通工事						
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
擁壁工	プレキャスト 擁壁工	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。		
		敷モルタル	1施工箇所毎	・ モルタルの配合、練り混ぜ、敷設状況及び幅幅がわかるように撮影する。		
		据 付	1施工箇所毎	・ トラッククレーン等による、据付作業の状況がわかるように撮影する。		
		目地モルタル	1施工箇所毎	・ モルタルの施工状況、仕上げ状況がわかるように撮影する。		
		高さ、延長、傾き	変化点毎	・ 据付、目地モルタル完了後埋戻し前に、変化点ごとの高さ、延長、壁の傾き等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。		
	コンクリート 擁壁工	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。		
		型 枠	1施工箇所毎	・ 型枠の構造、架設状況等がわかるように撮影する。		
		コンクリート 投入打設	1施工箇所毎	・ 投入方法及び打設状況がわかるように撮影する。 ・ バイブレーター等による締固め状況がわかるよう撮影する。 ・ 養生マット等による養生の状況がわかるように撮影する。		
		幅、高さ、延長	測点又は主要 点毎	・ 脱枠後埋戻し前に、幅、高さ及び施工延長等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。		
	巨石積(張)工	石積(張)工 に準ず		・ 前記石積(張)工に準じて撮影する。		
	補強土壁工	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。		
		壁面材、 控え材組立	各段毎	・ 部材の組立状況及び組立寸法が確認できるように測定尺を当てて撮影する。(特に、控え材は埋戻すため検査時に敷設長さの出来形寸法が確認できるように撮影する。)		
		埋戻し	3段毎	・ 埋戻し材の土質、蔦出し、敷均し及び転圧状況がわかるように撮影する。		
		壁高 法勾配 延長	変化点毎	・ 壁材組立て完了後、高さ(法長)、法勾配、延長等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。		
矢板工	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 幅広鋼矢板	位置、根入長 偏心量、延長	規格毎	・ 材料搬入時に、規格、形状、寸法等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 矢板に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 ・ 打込み完了後施工位置、偏心量、施工延長等が確認できるように測定尺を当てて撮影する。		
水路(側 溝)工	U型溝、L型 溝 U型ウェル溝 自由勾配側 溝 コゲート水路	基礎工		・ 前記基礎工に準じて撮影する。		
		形状、寸法 施工状況	規格毎	・ 材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。 ・ JIS製品は、JIS表示が確認できるように撮影する。 ・ 製品の敷設状況及び目地モルタル等の施工状況がわかるように、局部及び全景を撮影する。		
	横断溝 (補強コンクリート)	高さ、幅 厚さ、延長	1施工箇所毎	・ 前記基礎工に準じて撮影する。 ・ 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。 ・ 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。		

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後					現 行	
(1) 共通工事						
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
水路（側溝）工	集水柵	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> 前記基礎工に準じて撮影する。 		
		高さ、幅 厚さ	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長が確認できるように測定尺を当てて撮影する。 		
管渠工	ヒューム管 PC管 PCボックス	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> 前記基礎工に準じて撮影する。 		
		布設	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> トラッククレーン等による管渠の据付状況を撮影する。 目地モルタルの施工状況がわかるように撮影する。 		
		巻立て	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 型枠の種類、架設状況がわかるように撮影する。 コンクリートの投入打設、締固め、養生の状況がわかるように撮影する。 		
		高さ、幅 厚さ、延長	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 脱枠後、高さ、幅、厚さ、延長等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 		
柵工	編柵工 丸太柵工 二次製品柵	材 料	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。 		
		柵高、杭根入	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 柵高、杭根入、杭間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 		
法面覆工	筋芝工 張芝（伏）工 植生ネット工 種子吹付工 客土吹付工 植生基材吹付工	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 人工芝、野芝、植生ネット等の布設状況、目申、止アンカー及び人工芝の客土等、施工状況がわかるように撮影する。 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 吹付工のネット、ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 吹付作業の状況がわかるように撮影する。 		
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋、空缶等の数量で確認できるように撮影する。 		
		施工範囲 厚さ	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。 		
	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 吹付作業の状況がわかるように撮影する。 		
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。 		
		施工範囲 厚さ	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 主要点を設定した検査孔により、吹付厚さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。 		

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(1) 共通工事				
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
法面覆工	法枠工 (コンクリート) (モルタル)	施工状況	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面の整形（清掃）状況がわかるように撮影する。 ・ ラス張り重ね合せ幅、止アンカーの打設本数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 吹付型枠の組立て、設置状況が確認できるように撮影する。 ・ 型枠内の鉄筋組立て、配筋間隔、主アンカー、補助アンカーの打設間隔及び数量が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 吹付作業の状況がわかるように撮影する。
		材料使用量	種別毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1バッチ当りの材料使用量は、配合前の計量数値で、また種別ごとの材料総使用量は、空袋等の数量で確認できるように撮影する。
		施工範囲 枠の幅、高さ 厚さ 枠中心間隔	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 ・ 任意に主要点を設定し、枠の幅、高さ、厚さ、中心間隔等の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
	落石防止 ネット張工	施工状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支障木の伐開、除去、整理及び法面の清掃状況を撮影する。 ・ 岩盤アンカーの掘孔、挿入、土中アンカーの打込み状況及び中間支柱建込み状況等を撮影する。 ・ 縦、横主ロープ張り、締付け、固定、縦 横補助ロープ張り固定状況及び金網の設置、固定状況等を撮影する。
		施工範囲 縦横ロープ間隔 金網の縦横長さ 金網の重ね合せ幅	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工範囲が確認できるように局部及び全景を撮影する。 ・ 任意の点で、縦横主及び補助ロープ間隔の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 ・ 任意の点で、金網の重ね合せ幅が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
	根固め工	じゃ籠工	厚さ、長さ 施工延長	1 施工箇所毎
ふとん籠工		幅、高さ 長さ 施工延長	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 籠組立て、中詰め栗石等の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 完成後の、ふとん籠の幅、高さ、長さ及び施工延長の出来形が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。
沈床工		幅、高さ 施工延長	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沈床枠組立据付け後、部材寸法、組立寸法、据付寸法及び幅、高さ、施工延長等の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 中詰め栗石の形状及び投入状況がわかるように撮影する。

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後					現 行	
(1) 共通工事						
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
根固め工	コンクリートブロック	製作寸法	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 型枠の組立状況、組立寸法及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。 脱枠後、幅、高さ、長さが確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 		
		据 付	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> クレーン等による据付作業の状況がわかるように撮影する。 据付完了後、施工幅、延長の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。 		
	異形（消波）ブロック	製作寸法	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 型枠の組立状況及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。 脱枠後、幅、高さ、厚さが確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 		
		据 付	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> クレーン等による据付作業の状況がわかるように撮影する。 据付完了後、施工幅、延長の出来形が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。 		
海岸工	コンクリート上部工 コンクリート天端工 コンクリート下部工	基礎工		<ul style="list-style-type: none"> 前記基礎工に準じて撮影する。 		
		型 枠	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 型枠の構造、架設状況、剥離剤の塗布状況、型枠の清掃状況、セパの取付け状況、鉄線、鉄筋の締付け状況等がわかるように撮影する。 		
		配 筋	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋組立後、鉄筋の径、組立寸法（間隔）が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。 		
		足 場	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 足場の構造、架設状況がわかるように撮影する。 		
		コンクリートの投入打設	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 運搬方法、運搬状況がわかるように撮影する。 投入打設、締固め、突固め、打継目処理、養生作業の状況がわかるように撮影する。 		
		高さ（法長） 幅、延長 法勾配	測点又は変化点毎	<ul style="list-style-type: none"> 脱枠後埋戻し前に、高さ（法長）、幅、法勾配、延長等の出来形寸法が確認できるように、測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 底幅は、型枠締付け後測点又は変化点ごとに、型枠内に測定尺を当てて撮影する。 		
植樹工	高木、中木 低木、株物	樹高、幹回り 枝張、葉張	樹種毎	<ul style="list-style-type: none"> 大苗、中苗は、樹高、幹回り、枝張りが確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 小苗、株物は、樹高、葉張り、株立数が確認できるように測定尺を当て、局部及び全景を撮影する。 植穴の幅、高さがわかるように測定尺を当てて撮影する。 1 本当りの肥料の計量状況及び施肥の状況を撮影する。 支柱材料を種別ごとに、規格、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。 植栽木への支柱の取付け状況がわかるように撮影する。 		

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(1) 共通工事				
工 種	種 別	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
道路安全 施設	小型標識 カーブミラ ー	基礎の幅 高さ	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 型枠の組立状況及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。 脱枠後、基礎の幅、高さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。 標識等の取付け状況がわかるように撮影する。
	ガードレール ガードケーブル	基礎工 支柱建て込み レール取付け	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 支柱の土中建て込み状況を使用器械を含め撮影する。 構造物建て込みの場合、鉄筋の加工組立状況及び配筋の間隔ができるように測定尺を当てて撮影する。 型枠の組立状況及びコンクリートの投入打設状況がわかるように撮影する。 脱枠後、基礎の幅、高さが確認できるように測定尺を当てて撮影する。 レール等の取付け、締め付け作業の状況がわかるように撮影する。
籠工	じゃ籠工 ふとん籠工 籠枠工	組立て 中詰め材 出来形	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> 籠の組立て及び設置状況を撮影する。 中詰め材の詰め込み及び詰め込み完了状況を撮影する。 籠工完成後、籠の幅、高さ（厚さ）、長さ、施工延長等が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(2) 治山溪間工事				
撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	
一般			<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが、施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。 	
伐開、除根	施工前後の状況	施工前1回 施工後1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事に準じるが、立木収去補償は、収去状況がわかるよう撮影する。 	
丁張	丁 張	架設後1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方向線、天端丁張、提体丁張及び丁張の架設状況の全景を撮影する。 	
廻排水	廻排水、締切	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廻排水、締切等の方式、構造、位置がわかるように撮影する。同時に平水位の状態を撮影する。 	
	水 替	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水の方法（ポンプ）等、状況がわかるように撮影する。 	
床掘	床掘状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。 ・ 床掘状況は一連の流れ（床掘前～床掘中～床掘完了）がわかる写真とする。 	
	基礎の状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘り過ぎ箇所、補強状況、基礎部分が土砂の場合は掘削面仕上げ、岩盤の場合は洗浄状況、敷モルタルの状況、湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。 	
	床掘確認	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深さ、幅、長さ、土質区分等が確認できるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し撮影する。 ・ 止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置がわかるよう撮影する。 ・ 岩盤清掃及び掘削面仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況もわかるように撮影する。 	
足場	足場の状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の組み方、足場の位置、規模、構造（単管、キャットウォーク）がわかるように撮影する。また、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。 ・ 足場の組替えをした時は、その都度撮影する。 	
型枠	型 枠 管 理 の 状 況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠の構造取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーターの取付状況、鉄筋、鉄線の締付け状況、縦/バタ、横/バタの状況がわかるように撮影する。 ・ 幅等がわかるよう検測尺、箱尺、リボンテープ等で寸法表示し、型枠の組立てを行った底盤部及び構造の変化点を撮影する。 ・ 残存型枠については、設置状況を撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(2) 治山溪間工事				
撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	
コンクリート	一 般		・ ポール、箱尺、リボンテープ等を用いて寸法を表示する。 特に基礎部分等明視できなくなる部分については入念に撮影する。	
	鉄筋組立て	1 施工箇所毎	・ 組立、寸法、間隔の検測寸法がわかるように撮影する。	
	コンクリートの運搬	1 施工箇所毎	・ 運搬方法、運搬状況がわかるように撮影する。	
	打込み	1 施工箇所毎	・ ポンプ車、トラッククレーン等による打込みの状況、シュートの使い方がわかるように撮影する。	
	締固め	1 施工箇所毎	・ パイプレーター、突き棒等による締固めの状況がわかるように撮影する。	
	打継目の処理	リフト毎	・ 清掃、洗浄、レイタンスの取除き作業、敷モルタル、その他打設準備の状況について撮影する。	
	継目止水板取付け	1 施工箇所毎	・ 継目の処理、止水板の取付け状況を撮影する。	
	表面仕上げ	1 施工箇所毎	・ ボルト穴等の跡埋め及びその他表面仕上げの状況を撮影する。	
	養生	1 施工箇所毎	・ 養生マット、保護シート、散水方法等養生の状況がわかるように撮影する。	
	挿し筋本数の確認	リフト毎	・ 挿し筋の設置寸法及び単位面積当たりの施工本数及び型枠から挿し筋までの間隔がわかるように局部・全景を撮影する。	
コンクリートブロック	コンクリートブロックの施工状況	1 施工箇所毎	・ ブロックの積み方、目地のつけ方、胴込コンクリートの打込み等の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 水抜きパイプの据付施工状況についても撮影する。	
	裏込材料及び施工状況	1 施工箇所毎	・ 裏込の施工状況について撮影する。裏込材料がコンクリートの場合はコンクリートに準じるが、裏込が礫の場合は材料の品質規格、充てんの状況等について撮影する。	
	その他		・ 共通工事のよう壁工に準じて撮影する。	
鋼製ダム	鋼材の組立	1 施工箇所毎	・ 鋼材の仮組立及び本締め等の施工状況を撮影する。	
その他の工種	施工状況、出来形寸法等		・ 共通工事に準じて撮影する。 ・ 特に明視できなくなる部分は工事施工が適正であることを証明できるよう撮影する。	
間詰、埋戻し	間詰、埋戻しの施工状況	1 施工箇所毎	・ 施工前、施工中、施工後の状況、特に明視できなくなる部分は、寸法がわかるように撮影する。	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(3) 治山山腹工事				
撮影区分	撮影事項	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	
一般			<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に示すもののほか、(1) 共通工事(2) 治山溪間工事に準ずるが各工種の施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。 	
法切	法切状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工前、施工中、施工後の状況を撮影する。 	
基礎工	土留コンクリート 暗渠工、柵工等	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪間工に準ずるが特に埋設工、暗渠工のように明視できなくなる部分は入念に撮影する。 	
暗渠工	ボーリング暗渠工	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボーリングの穿孔位置、配列方向、勾配等がわかるように撮影する。 ・ ストレーナーの大きさ及び配置の状況を撮影する。 ・ 地下水の湧水状況（穿孔後約1時間経過後）を撮影する。 	
集水井工 シャフト工	掘削状況	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5～1.0m毎に箱尺、リボンテープ等で寸法表示し掘削状況がわかるように撮影する。 ・ 地層の変わり目、化石、亀裂等の状況を撮影する。 ・ 掘削中の崩壊、湧水等の異常について特に入念に撮影する。 ・ 最終基礎地盤の状況も撮影する。 	
杭打工	鋼管杭	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場に搬入された杭は、番号を付し検査の状況を撮影する。 ・ 杭を現場溶接する場合は、杭番号、溶接位置がわかるように撮影する。 ・ 削孔間隙の充填、中詰め作業の状況を撮影する。 ・ 当初の設計長を必要としない場合の切断状況をリボンテープ等で寸法表示しながら撮影する。 	
アンカー工	施工状況等	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入された材料の規格、保管等の状況を撮影する。 ・ アンカーの削孔位置、長さ及び方向がわかるように撮影する。 ・ アンカー体及び引張材の挿入状況を撮影する。 ・ 適正試験、確認試験の状況を撮影する。 	
その他の工種	施工状況、出来形 寸法等		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事に準じるが、施工位置、施工状況等がわかるように撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(4) 道路工事				
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
一般				<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に示すもののほか、(1) 共通工事に準ずるが施工段階の状況がよくわかるよう撮影する。
土工	伐開、除根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業前後の状況 	施工前 1 回 施工後 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事に準じるが、立木取去補償は、取去状況がわかるよう撮影する。
	切土、盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業前後の状況 ・ 土質の変化点 ・ 崩壊、決壊の恐れのある箇所 ・ 盛土の段切箇所 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の土工に準じて撮影する。 ・ 切土は機械施工と人力施工のそれぞれの作業状況がわかるように撮影する。 ・ 大盛土箇所 (1,000m³ 以上) 毎に、撤出し及び転圧作業の状況 (使用機械等・転圧回数) がわかるように 1 回撮影する。 ・ また、大盛土箇所は、小段間毎に丁張を設置し 3 層分の撤出し前、転圧完了後の写真を撮影する。(小段間数 × 3 層) ・ 軟弱地盤で工事中に地盤の不等沈下及び法面の滑動等の恐れのある箇所は、その規模、亀裂の状況等がわかるように撮影する。 ・ 切土、盛土法面仕上げの状況を撮影する。
	指定土取場 残土処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業前後の状況 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、規模等が作業前後の状況と対比してわかるように撮影する。また、土工作業及び仕上げの状況を撮影する。
擁壁工等	基礎工 石積 (張)・ ブロック積 (張) エ コンクリート擁壁工 プレキャスト擁壁工 補強土壁工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箇所ごとの施工状況及び出来形 		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の擁壁工に準じて撮影する。
	水替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締切り、廻排水 ・ 水替え 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締切り、廻排水の種類、形状、寸法及び施工状況がわかるように撮影する。 ・ 水中ポンプ等による水替えの状況を撮影する。
舗装工 (簡易舗装)	路盤工 (置換) (安定処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路盤材料 ・ 処理材の配合 ・ 敷込み、転圧 ・ 敷幅、敷厚 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の採取場所の全景、材料の集積箇所分け、積込作業の状況を撮影する。 ・ 処理材の配合量及び配合状況がわかるように撮影する。 ・ 敷込み前の路床の状態及び敷込み、転圧の状況がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚が確認できるよう測定尺を当て撮影する。
	路 床	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不陸整正 ・ 補足材の均し、転圧 ・ 敷幅 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工前、後の状態が対比してわかるように撮影する。 ・ 補足材の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅がわかるように測定尺を当て撮影する。
	下層路盤工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の搬入 ・ 敷均し、転圧 ・ 敷幅、敷厚 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(4) 道路工事				
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
舗装工 (簡易舗装)	上層路盤工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の搬入 ・ 敷均し、転圧 ・ 敷幅、敷厚 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 材料の敷均し、転圧状況と併せて使用機種がわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、敷幅、敷厚がわかるように測定尺を当て撮影する。
	表層工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳剤、砂散布 ・ 合材の搬入 ・ 舗設、転圧 ・ 舗設幅、厚さ 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳剤及び砂の散布状況がわかるように撮影する。 ・ 合材の搬入状況及び搬入車両がわかるように撮影する。 ・ 合材の舗設、転圧の状況と併せて使用機種の組合せがわかるように撮影する。 ・ 出来形管理箇所毎に、舗設幅がわかるように測定尺を当て撮影する。
	アスカープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗設 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗設作業の状況がわかるように撮影する。
	区画線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗設 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗設作業の状況がわかるように撮影する。
橋梁工	鋼橋各部材製作	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工、製作 ・ 仮組立精度 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用鋼材の規格、寸法の検測状況を撮影する。 ・ 鋼材の切断、さく孔、溶接等の作業状況を撮影する。 ・ 仮組立検査において、桁の全長、支間長及び主桁、主構の中心間距離、主構の組立高さ等の出来形寸法の検測状況を撮影する。
	鋼橋塗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装厚 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素地調整前、整前中、完了時の各作業状況を撮影する。 ・ 各段階別の塗装前、塗装中、完了時の各作業、塗装膜厚検査の状況を撮影する。 ・ 塗装のためのケレンはケレン前後を対比して撮影する。 ・ 塗装は種別ごとに、使用前及び完了後に集積して数量が把握できるように撮影する。
	鋼橋継手工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継手精度 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主桁、主構の現場継手の施工状況を撮影する。 ・ 主桁、主構の継手部のすき間等の検査状況を撮影する。
	支承工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据付け 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据付けの状況を撮影する。 ・ 据付け高さ及び支承の中心間隔、水平度等の出来形寸法の検測状況を撮影する。
	架設工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設精度 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設全設備及び架設設備の稼働中、据付け等作業の状況が関連してわかるように撮影する。 ・ 落橋防止装置の取付状況を撮影する。 ・ 据付け完了後、桁の全長、支間長及び桁、トラスの中心距離等の出来形寸法の検測状況を撮影する。
	架設支保工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設支保工 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支保工の組立状況及び組立完了後の状態（寸法を含む）がわかるように撮影する。
床版工 地覆工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠、足場 ・ 鉄筋加工、組立 ・ コンクリート打設 ・ 出来形 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠組立状況（寸法を含む）及び足場架設状況を撮影する。 ・ 鉄筋員数、径、組立間隔、交点の緊結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、突き詰め作業の状況及び養生方法等を撮影する。 ・ 床版の幅、厚さ及び地覆の幅、高さ等の出来形が確認できるように測定尺を当て撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後					現 行
(4) 道路工事					
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	
橋梁工	P C桁 製作工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠、支保工 ・ 鉄筋加工、組立 ・ コンクリート打設 ・ ケーブル工 ・ 出来形 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠、支保工の組立状況がわかるように撮影する。 ・ 鉄筋員数、径、組立間隔、交点の緊結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。 ・ ケーブルの挿入及び緊張の状態がわかるように撮影する。 ・ 桁長、幅、高さ等の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て撮影する。 	
	伸縮装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据付け 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸縮装置の据付け状態がわかるように撮影する。 	
	R C橋台 橋脚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠、支保工 ・ 鉄筋加工、組立 ・ コンクリート打設 ・ 出来形 ・ 基礎工 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠、支保工、足場の組立状況がわかるように撮影する。 ・ 鉄筋員数、径、組立間隔、交点の緊結、型枠との間隔等が確認できるように撮影する。 ・ コンクリートの投入打設、締固め、突き固め作業の状況及び養生方法等を撮影する。 ・ 天端幅、天端長、基礎幅、基礎長、基礎高、壁高等の各部の出来形寸法が確認できるように測定尺を当て撮影する。 ・ (1) 共通工事の基礎工に準じて撮影する。 	
排水施設	側溝、水路 横断溝 集水樹等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通工事に準ず 		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の水路（側溝）工に準じて撮影する。 	
管渠工	ヒューム管 P C管 P Cボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通工事に準ず 		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の管渠工に準じて撮影する。 	
柵工	編柵工 丸太柵工 二次製品柵工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通工事に準ず 		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の柵工に準じて撮影する。 	
法面保護工	筋芝工、張芝工 植生ネット工 種子、 客土吹付工 植生基材吹付工 コンクリート・モルタル 吹付工 法枠工 落石防止 ネット張工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通工事に準ず 		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の法面覆工に準じて撮影する。 	
防護施設工	ガードレール 道路標識等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通工事に準ず 		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の道路安全施設に準じて撮影する。 	
産廃物処理	コンクリート アスファルト 根株等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取壊し ・ 集積 ・ 積込、運搬 	1 施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート、アスファルト類構造物の取壊し状況を撮影する。 ・ 廃棄物の種別ごとの集積状況を撮影する。 ・ 廃棄物の積込、運搬及び処理場への搬入状況を撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後					現 行	
(4) 道路工事						
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
トンネル (NATM)	支保工	・吹付工 ・ロックボルト工		<ul style="list-style-type: none"> 県土整備部の出来形管理写真撮影箇所一覧表の道路編トンネル（NATM）に準じて撮影する。 		
	覆工	・覆工コンクリート ・側壁コンクリート ・床版コンクリート				
	インバート工	・インバート工				
	坑内付帯工	・地下排水工				
	坑門工	・坑門本體工 ・明かり巻工				

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
(5) 森林整備				
撮影区分	撮影事項	撮影対象	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項
森林整備	施工地全景	工事着手前 工事完成時	着手前 1 回 完成後 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工ブロックごとに工事着手前の現況と、工事完成時の状態が対比して確認できるように、位置を固定して同一箇所から局部及び全景写真を撮影する
	施工面積	測 量	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測量作業及び測点杭の設置状況がわかるように撮影する。
	本数調整伐	伐倒本数	1 施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐倒、枝払い、玉切り、林内整理作業の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 伐倒本数の 1%以上撮影する。(根株等に番号を表示する)
	枝落とし	枝落とし本数 枝落とし高さ	1 施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝落とし作業の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の枝落とし本数及び枝落とし高さが確認できるように番号を表示し、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。
	枝落としB	枝落とし高さ	1 施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝落とし作業の施工状況がわかるように撮影する。 ・ 枝落とし高さが確認できるように番号を表示し、測定尺を当てて拡大及び全景を撮影する（拡大は1標準地につき3本程度）
植栽工 (植林)	地 拵	伐開、筋置 林内整理	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽地の雑木竹等の伐開、筋置、林内整理状況がわかるように撮影する。
	山行用苗 植付け	植付け本数	1 施工ブロック毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗木の樹高、幹回の測定状況がわかるように、測定尺を当てて撮影する。 ・ 20m×20m=400㎡のプロットを設置し、プロット内の植付け本数が確認できるように番号等を表示して撮影する。また、プロット内で植穴の幅、高さがわかるように、測定尺を当てて撮影する。
植栽工	大苗、中苗 小苗、株物	樹高、幹回り 枝張、葉張		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の(1)植栽工に準じて撮影する。
防風工	丸太柵 竹 柵	材 料	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。
		止杭、支柱の 根入れ	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭に予め目盛をつけ、杭を打込んだ時点で根入れ長が確認できるように、測定尺を当てて撮影する。
		柵 高	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所ごとに、柵高、支柱等の間隔の出来形が確認できるように、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。 ・ 防風柵設置作業の状況がわかるように撮影する。
柵工	丸太柵工	材料、柵高 杭根入		<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 共通工事の柵工に準じて撮影する。
防護柵工	鹿ネット工	材 料	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入時に、種別ごとの検収状況及び形状、寸法がわかるように測定尺を当てて撮影する。
		柵 高	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工箇所から数スパンを抽出し、柵高、支柱等の間隔の出来形が確認できるように、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。 ・ 鹿ネット設置作業の状況がわかるように撮影する。
作業路 作業歩道	土 工	幅員 敷砂利幅、厚	1 施工地毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起点、終点、中間点の幅員、敷砂利幅、厚さの出来形が確認できるように、測定尺を当てて局部及び全景を撮影する。
※除伐については枝落としBに準じる				

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行
3 品質管理写真撮影要領				
工 種	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項	
セメント コンクリート	スランプ試験 空気量測定 圧縮強度試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート打設場所での試験資料の採取状況を撮影する。 ・ 各種試験資料の作成、試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	外観検査 引張試験 超音波探傷試験	品質試験実施毎		
既製杭工溶接	浸透探傷試験 放射線透過試験 超音波探傷試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種試験資料の作成状況を撮影する。 ・ 各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	路床置換工	品質試験実施毎		
路床土処理工	配合試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験資料の作成、試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
下層路盤工	締固め密度測定 ふるい分け試験 ブルフローリング 平板載荷試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	上層路盤工 粒度調整路盤 再生粒度調整 路盤	品質試験実施毎		
上層路盤工 セメント・石灰 安定処理路盤	配合試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験資料の作成状況を撮影する。 ・ 各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	セメント量試験 混合物粒度試験 締固め密度測定 含水比試験			
表層工	温度測定 密度測定 抜取コア質量抽出試験 抜取コア粒度分析試験 すべり抵抗試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	転圧コンクリート	品質試験実施毎		
アンカー工	コンシステンシーV C試験 突き固め試験 曲げ強度試験 温度測定 締固め密度測定 コア供試体による密度測定	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 各種試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	セメントミルクの 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎		
ロックボルト 工	緊張定着適正試験 確認試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	
	セメントミルクの 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎		
	緊張定着適正試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 	

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行	
3 品質管理写真撮影要領					
工 種	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
吹付（法枠） 工	配合試験 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	品質試験実施毎	・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
	スランブ試験 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 モルタルのフロー値試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
鋼橋	鋼材 機械的性質試験 グループ溶接試験 すみ肉溶接試験 スタッド溶接試験 放射線透過試験 ボルト締付試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
P.C橋桁	グラウト コンシステンシー、膨張率 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 ケーブル緊張試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
トンネル NATM	覆工コンクリート スランブ試験 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 空気量測定 細骨材の表面水率試験 コアによる強度試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
	吹付コンクリート スランブ試験 圧縮強度試験 塩化物含有量試験 空気量測定 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験 コアによる強度試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
	ロックボルト 引抜き試験 モルタル 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		
溶接工	グループ溶接 引張試験 型曲げ試験 マクロ試験 衝撃試験 放射線透過試験 すみ肉溶接 マクロ試験 スタッド溶接 引張試験 曲げ試験	品質試験実施毎	・ 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 ・ 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。		

福岡県農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準の一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行	
3 品質管理写真撮影要領					
工 種	撮影項目	撮影頻度	撮影の要点及び注意事項		
ノンフレーム 工	セメントミルクの 圧縮強度試験 フロー値試験 塩化物含有量試験 ロックボルト 緊張適正試験	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> 試験資料の採取及び作成状況を撮影する。 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 		
補強土壁工	土の締固め試験 現場密度の測定	品質試験実施毎	<ul style="list-style-type: none"> 試験の実施状況及び試験結果を撮影する。 		

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1. 総 則 この工事施工管理実施要領（以下「実施要領」という。）は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する工事の施工管理 <u>及び施工体制</u>に係る必要な事項を定めたものである。</p> <p>2. 適 用 この実施要領は、福岡県農林水産部林業振興課、農村森林整備課及び水産振興課が所管する県営工事 <u>(水産林務関係)</u> に適用する。</p> <p><u>3. 施工管理</u> (新設)</p> <p><u>(1) 管理の方法</u></p> <p><u>1) 工程管理</u> 「略」</p> <p><u>2) 出来形管理</u> 原則としてすべての工種に適用し、管理は出来形管理基準に基づき管理図表又は結果一覧表等を作成し、設計値と <u>管理値</u> を対比するものとする。</p> <p><u>3) 写真管理</u> 写真管理基準に基づいて、すべての工種について工事施工状況及び出来形が明確に確認できるよう撮影して管理するものとする。（以下 略）</p> <p><u>4) 品質管理</u> 「略」</p> <p><u>5) 安全管理</u> 「略」</p> <p><u>(2) 管理の方法</u> 「略」</p> <p><u>(3) 施工管理記録様式について</u></p> <p><u>1) 施工計画書（様式-1）</u> 請負者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書は <u>農林水産部制定「土木工事共通仕様書」に基づき</u>、下記①～⑭により構成するものとする。 <u>また、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更を協議し、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。</u> <u>しかし、新たな工種・工法の追加がなく数量のみの変更の場合は提出を省ける。</u></p> <p>① 工事概要 ⑧ 緊急時の体制 ② 現場組織表 ⑨ 交通管理 ③ 工程表 ⑩ 安全管理 ④ 主要機械 ⑪ 仮設備計画 ⑤ 主要資材 ⑫ 環境対策 ⑥ 施工方法 ⑬ 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 ⑦ 施工管理 ⑭ その他</p>	<p>1. 総 則 この工事施工管理実施要領（以下「実施要領」という。）は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する工事の施工管理に係る必要な事項を定めたものである。</p> <p>2. 適 用 この実施要領は、福岡県農林水産部林業振興課、農村森林整備課及び水産振興課が所管する県営工事において、施工管理を実施する場合に適用する。</p> <p><u>3. 管理の方法</u></p> <p><u>(1) 工程管理</u> 「略」</p> <p><u>(2) 出来形管理</u> 原則としてすべての工種に適用し、管理は出来形管理基準に基づき管理図表又は結果一覧表等を作成し、設計値と <u>出来形値</u> を対比するものとする。</p> <p><u>(3) 写真管理</u> 写真管理基準 <u>及び写真撮影要領</u>に基づいて、すべての工種について工事施工状況及び出来形が明確に確認できるよう撮影して管理するものとする。（以下 略）</p> <p><u>(4) 品質管理</u> 「略」</p> <p><u>(5) 安全管理</u> 「略」</p> <p><u>4. 記録の方法</u> 「略」</p> <p><u>5. 施工管理記録様式</u></p> <p><u>(1) 施工計画書（様式-1）</u> 請負者は、契約締結後工事の施工計画について監督員と協議し、速やかに施工計画書を監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書は下記①～⑦により構成するものとし、当該工事が施工中に契約変更された場合は、変更後にかかわる残事業について施工計画の変更協議 <u>を</u>し、速やかに変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>① 工事概要及び現場組織表 ② 主要資材及び主要機械一覧表 使用材料については、別途材料使用承認願いを、監督員に提出しなければならない。 ③ 工事施工計画書 任意仮設工で特に重要と判断される場合は記載し、仮設図も必要に応じて添付する。 なお、その他必要事項があれば記録し、文章で提出する。 ④ 安全管理計画 ⑤ 緊急時（災害時も含む）の体制 ⑥ 施工管理計画 ⑦ 工程表（ネットワーク） 着工届に添付する工程表（バーチャート可）は契約締結後7日以内に着工届に添付して監督員に提出しなければならない。また、契約内容が変更された場合は変更工程表を作成するものとする。</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

改 正 後

現 行

標準的な記載内容は次表のとおりである。

番号	記載事項	内 容
1	工事概要	事業名、工事箇所、工期、工事内容
2	現場組織表	現場の組織、業務分担及び氏名、協力会社等
3	工程表	ネットワーク式及び座標式工程(いずれかで作成)
4	主要機械	設計図書に記載された主要機械等
5	主要資材	設計図書に記載された主要材料等
6	施工方法	作業フロー、施工方法、使用機械、指示・承諾事項の予定内容
7	施工管理	出来形管理、写真管理、品質管理の計画(管理基準、管理箇所)
8	緊急時の体制	災害・事故発生時の緊急連絡体制
9	交通管理	通行管理、通行処理
10	安全管理	安全管理体制、安全対策、安全訓練及び安全巡視の実施方法、土石流災害防止対策等
11	仮設備計画	仮設備の構造・配置、仮設建物及び仮排水等
12	環境対策	振動・騒音対策、大気汚染対策及び水質汚濁対策等
13	再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等
14	その他	工事現場の美化化及び現場作業環境等 契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載を必要とするもの等 一般競争入札における「簡易な施工計画」の技術提案 その他必要と認められるもの

2 材料検収簿 (様式-2) 「略」

3 品質管理表 (様式-3) 「略」

4 出来形管理表 (様式-4) 「略」

5 工事アルバム (様式-5) 「略」

6 工事打合せ書 (様式-6) 「略」

7 工事しゅん工検査資料一覧表 (様式-7)

しゅん工検査時に材料検収簿、品質管理表、出来形管理表等を添付し、監督員に提出しなければならない。

4 その他 「略」

(新設)

2 材料検収簿 (様式-2) 「略」

3 品質管理表 (様式-3) 「略」

4 出来形管理表 (様式-4) 「略」

5 工事アルバム (様式-5) 「略」

6 工事打合せ書 (様式-6) 「略」

(新設)

6 その他 「略」

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(削除)	〔2〕写真撮影要領 (工事施工管理基準に移行)
<p><u>4. 施工体制</u></p> <p><u>(1) 主任 (監理) 技術者等</u> 「略」</p> <p> <u>1) 主任技術者</u> 「略」</p> <p> <u>2) 監理技術者</u> 「略」</p> <p> <u>3) 現場代理人</u> 「略」</p> <p><u>(2) 施工体制台帳及び施工体系図</u> 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法第24条7等に<u>基づき</u>、施工体制台帳等の作成及び提出を請負業者に義務付けて<u>いる。</u></p> <p> <u>1) 目 的</u> 建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、<u>施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても、発注者が必要と認めた事項をその施工体制台帳において確認することを目的とする。</u></p> <p> <u>2) 対象工事</u> 施工体制台帳<u>及び施工体系図</u>の提出を義務付けている工事としては、工事共通仕様書第1編1-1-<u>1.2</u> (施工体制台帳<u>及び施工体系図</u>) に以下のように規定している。 「以下 略」</p> <p> <u>3) 記載すべき内容</u> 「略」</p> <p> <u>4) 提出手続き</u> 「略」</p> <p align="center"><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 腕章の着用</u> 工事共通仕様書第1編1-1-<u>4.6</u> (現場技術者等の腕章の着用) に下記のとおり規定されている。 「以下 略」</p> <p> <u>1) 目 的</u> 「略」</p> <p> <u>2) 対象者</u> 「略」</p> <p> <u>3) 対象工事</u> 「略」</p> <p> <u>4) 腕章の仕様</u> 「略」</p> <p><u>(4) 工事現場に掲げる標識</u> 工事現場に掲げる標識は、建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」(建設業法施行規則様式第29号)のほか、工事共通仕様書第1編1-1-<u>4.5</u>に規定している労災保険及び退職金共済の標識についても次のとおり掲げるものとする。</p> <p> <u>1) 労災保険関係成立票</u> 「略」</p> <p> <u>2) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識</u> 「略」</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>〔4〕主任 (監理) 技術者等</u> 「略」</p> <p> <u>1. 主任技術者</u> 「略」</p> <p> <u>2. 監理技術者</u> 「略」</p> <p> <u>3. 現場代理人</u> 「略」</p> <p><u>Ⅲ-〔1〕-5-(5) 施工体制台帳</u> 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、<u>建設業法第24条7により、請負業者に義務付けられており、平成7年6月29日の建設業法施行規則改正により実施されているところである。</u> <u>ここで、施工体制の把握の充実に期すために、施工体制台帳等の作成及び提出を義務付けることとした。</u></p> <p> <u>1. 目 的</u> 建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、<u>施工体制台帳を整備することにより的確に建設工事の施工体制の把握の充実に期するとともに、請負者の施工体制について発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても工事の施工体制を的確に把握することを目的とする。</u></p> <p> <u>2. 対象工事</u> 施工体制台帳の提出を義務付けている工事としては、工事共通仕様書第1編1-1-<u>1.1</u> (施工体制台帳) に以下のように規定している。 「以下 略」</p> <p> <u>3. 記載すべき内容</u> 「略」</p> <p> <u>4. 提出手続き</u> 「略」</p> <p> <u>5. 参考 施工体制台帳様式 (削除)</u></p> <p><u>Ⅲ-〔1〕-5-(7) 腕章の着用</u> 工事共通仕様書第1編1-1-<u>4.3</u> (現場技術者等の腕章の着用) に下記のとおり規定されている。 「以下 略」</p> <p> <u>1. 目 的</u> 「略」</p> <p> <u>2. 対象者</u> 「略」</p> <p> <u>3. 対象工事</u> 「略」</p> <p> <u>4. 腕章の仕様</u> 「略」</p> <p><u>Ⅲ-〔1〕-5-(8) 工事現場に掲げる標識</u> 工事現場に掲げる標識は、建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」(建設業法施行規則様式第29号)のほか、工事共通仕様書第1編1-1-<u>4.2</u>に規定している労災保険及び退職金共済の標識についても次のとおり掲げるものとする。</p> <p> <u>1. 労災保険関係成立票</u> 「略」</p> <p> <u>2. 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識</u> 「略」</p>

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理・施工体制実施要領の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>5. 施工管理記録様式 (新設)</p> <p>1) 施工計画書(様式1) 表紙(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 工事概要 P00</p> <p>2 現場組織票 P00</p> <p>3 工程表 P00</p> <p>4 主要機械 P00</p> <p>5 主要資材 P00</p> <p>6 施工方法 P00</p> <p>7 施工管理 P00</p> <p>8 緊急時の体制 P00</p> <p>9 交通管理 P00</p> <p>10 安全管理 P00</p> <p>11 仮設機計画 P00</p> <p>12 環境対策 P00</p> <p>13 再生資源の利用の促進および建設副産物の適正処理方法 P00</p> <p>14 その他 P00</p>	<p>1) 施工計画書(様式1) 表紙(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>目次(新設)</u></p>

改正後

1 - (2)

1 - (2)

主要資材一覧表

主要機械一覧表

工種	材料名	規格	数量	単位	製造会社名

名称	工種	規格	使用目的	数量	摘要

注) 使用材料については「材料使用承認書」により、承認を得ること。

現行

1 - (2)

1 - (2)

主要資材一覧表

主要機械一覧表

工種	材料名	規格	数量	単位	製造会社名

工種	名称	規格	使用目的	数量	摘要

注) 使用材料については「材料使用承認書」により、承認を得ること。

福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 - (5)</p> <p>1 - (5)</p> <p style="text-align: center;"><u>緊 急 時 の 体 制</u></p> <p>作業所非常対策組織表</p>	<p>1 - (5)</p> <p>1 - (5)</p> <p style="text-align: center;"><u>現 行 時 の 体 制</u></p> <p>作業所非常対策組織表</p>

改正後

現行

1-(7)

1-(7)

1-(7)
調査及び記録 (労働安全衛生規則第575条の9)
作業場所から上流及びその周辺の状況

概 要	河川面積	ha	排水区域 (上流300m)	※
	河川の形状 (直・曲等)		流域の形状	
	上流河川の状況の有無	有 無	最近10年間の状況の有無	有 無
	過去の災害履歴等			

※必要に応じて図面等を添付すること。

土石流による労働災害の防止に関する規定 (労働安全衛生規則第575条の10)

降雨量の把握の方法	
降雨及び河川状況があった場合に講ずる措置	
土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置	
土石流が発生した場合の警報及び避難の方法	
訓練計画の内容及び時期	

※なお、上記記載については、「労働安全衛生規則の改正については(土石流による労働災害の防止関係)」を参照すること。

(新設)

改正後

現行

様式 2

様式 2

様式 2

様式 2

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

____年度 _____事業

____年度 _____事業

____年 ____月 ____日

____年 ____月 ____日

材 料 検 収 簿

材 料 検 収 簿

請 負 者 _____

請 負 者 _____



福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領の一部改正新旧対照表

改正後

現行

様式3

様式3

年度

事業

年 月 日

品質管理表

請負者 _____

様式3

様式3

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

年度

事業

年 月 日

品質管理表

請負者 _____



3-(5)

改正後

舗装品質管理一覽表

Table with columns for material type, test item, test method, and acceptance criteria. It details various tests for road construction materials like CBR, density, and aggregate properties.

3-(5)

現行

舗装品質管理一覽表(簡易舗装)

Simplified version of the road construction quality management table, covering basic tests and criteria for simpler pavement types.

改正後

現行

(様式4)

様式4

____年度 _____事業

____年 ____月 ____日

出 来 形 管 理 表

請 負 者 _____

(様式4)

様式4

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

____年度 _____事業

____年 ____月 ____日

出 来 形 管 理 表

請 負 者 _____



改正後

現行

(様式7)

様式7

現場代理人		監督員		係長		課長	
-------	--	-----	--	----	--	----	--

年度 _____ 事業 _____

年 _____ 月 _____ 日

工事しゅん工検査資料一覧表

1. 材料検収簿
2. 品質管理表
3. 出来形管理表
4. . . .

請負者 _____

④

(新 設)